

官報号外 昭和三十八年二月二十六日

○第四十三回 衆議院会議録第十号

昭和三十八年二月二十六日(火曜日)

議事日程 第十号

昭和三十八年二月二十六日

午後二時開議

第一 木船再保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求める件

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求める件

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニード・ジーランドとの間の条約の締結について承認を求める件

第五 土地調整委員会委員長及び同委員

第六 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第七 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第八 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第十一 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第十二 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第十三 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第十四 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第十五 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第十六 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第十七 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第十八 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第十九 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第二十 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第二十一 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第二十二 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第二十三 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第二十四 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第二十五 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第二十六 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第二十七 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

第二十八 韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問

第二十九 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

午後二時九分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたしました。

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

党を代表して、政府の明確な所信を聞くとともに、その責任をたどしたいと思います。(拍手)
あらためて言つまでもなく、われわれ社会党は、日韓交渉に強く反対して参りました。その理由とするところは、この交渉が全朝鮮民族の悲願である南北朝鮮の統一を阻害するばかりでなく、過去半世紀にわたる日本帝国主義の朝鮮侵略に対し一片の反省もなく、アーリヤ帝国主義の庇護のもとに、そのいからしいある朴軍事政権と通り同意を与えるに御異議ありませんか。
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
内閣から、土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
黒河内透君、同委員会委員に谷口寛君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
防衛のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニード・ジーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件
韓国の政情と日韓交渉に関する緊急動議を提出いたします。
○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。
この際、岡田春夫君提出、韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問を許可されんことを望みます。
○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
○岡田春夫君登壇
韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問を許可いたしました。岡田春夫君。
最近池田首相は、外交に自信を持ったと言われる。昨年の訪欧以来、首相は、アジアの先進国としてとか、自由諸國の三本柱としてとか、盛んに大国意識を持つてゐるまつてゐるよう見受けられます。
ところで、日韓交渉はどうか。この

が、その本格的な進展を始めたのは、一昨年ワシントンにおいて行なわれた池田・ケネディ会談以来である。しかかもその後、日米箱根会議に出席したラスクの訪日、訪韓、朴正熙、金鍾泌らの訪日、訪米、大平外務大臣の訪米など、交渉は常にアメリカを軸として動き、重要案件は常にアメリカの意向に沿つてまとめられている。一昨日の新聞報道によつても、在韓米大使が、朴軍事政権の危機の中でも、日韓交渉は促進するようと、御親切にも崔外務長官に申し入れているということである。これらの事実は、池田首相はまさか否定し得ないと思うが、これはまさに二国間交渉ではなく、アメリカを中心とする三國交渉である。日韓交渉は日韓両国との間で進められている自主的交渉ではない。事實上のプロモーターはアメリカであり、表で踊っているのは池田首相と朴正熙にすぎない。池田さん、あなたはサル回しのサルの役割を果たしている。

あたり、アメリカの指図に従い、みずから破産宣告をして、余命幾ばくもない朴軍事政権と交渉を続け、他方建国以来十三年半にわたって安定した政策を樹立している韓国、中華人民共和国や朝鮮民主主義人民共和国との交渉を続けて、は、アジア民族の目にいかに映つてゐるであろうか。

私は、池田首相にあえて聞いてみたい。池田外交に自主性がはたしてあるのか。日韓交渉はアメリカの関与、干渉なしに進めていると断言ができるか。池田内閣の対外政策は、アジア諸民族の眞の信頼と友好を深めることになるのか。アゼア諸民族とは、台湾、韓国、南ベトナム、フィリピン、タイ国の国民だけをいうのではないであります。これを忘れないように首相はお考えをいただくべきであります。

質問の第二は、朴軍事政権の実態と南朝鮮の情勢についてであります。

一昨年、軍事クーデターを行なわれたとき、朴政権が掲げた唯一の公約は、経済の再建と清廉潔白な政治であります。ところが、その後一年半の間に、その軍事政権がみずから破滅するなど、生活必需品は軒並みに上がり、悪性インフレの様相を呈し、最重要施策である農業生産は五十年來の凶作で、深刻な食糧危機となり、耕給不足分は約一千万石、絶糧農民は全体の四

割に達するといわれている。また、外貨の保有高は、去る一月末一億五千万ドルとなり、そのうち実際使用できる額はわずかに千六百万ドルにすぎないといわれている。読売新聞は去る二十一日、現地の状態を伝えて、その実情は危機というよりも破局一步手前ということができる。そこから生ずる社会不安もほとんど目をおおるものがあり、軍事政権が成功したのは、わずかにぐれん隊の逮捕と交通規制だけであつたといつても過言ではない。そうした軍事政権の失政に対して、本年一月より政治活動の禁止を解かれた世論が、一斉に反軍事政権の動きに出たのも不思議ではない。武力と軍事裁判と中央情報部という秘密警察をもつてしても、経済法則を統御できなかつただけではなく、民心を支配することもできなかつたわけである、と報道いたしております。

ると強弁をしている。池田さん、南朝鮮の今日の政情を日本に当てはめて静かに考えてごらんなさい。それでも外務省の小役人どもが言うように、朴軍事政権は、今まで述べて参りました通り、事實上すでに崩壊をいたしております。いかなる意味においても、国民を代表する合法政権とは言いません。たとえば百歩譲ったとして、も、軍事政権がみずから破産宣言を行なつたのでありますから、明らかにこれは民法流に準繕治産者の扱いをしなければなりません。(拍手)それならば國際法の常識からいって、當日韓交渉は打ち切るのが至当である。少なくとも交渉妥結の見通しが立たないはずであるし、断じて妥結をすべきではない。それにもかわらず政府は交渉を継続すると貢う。交渉を継続するということは、近く中に妥結しようとしている意思なのであるかどうか。交渉の妥結に確信があるというのならば、時期の見通しは一体どうなのか、民政移管前であるかあとであるか。しかし反面に、妥結の見通しもないのに、責任を回避するために交渉を継続している。ということであるから、國の外交を私し、國民を愚弄するものの極といわなければなりません。(拍手)

といわなければならぬ。池田さん、あなたは昨年十月の金鍾泌との会見の際に、非公式ながら本年三月京城で謝印をし、地方選舉後の五月国会に提出をするというスケジュールまで話して合っているじゃないか。それでも交渉の見通しに誤りはなかつたと言えるのかどうか。(拍手)私は、今日の日韓交渉が民政移管以前にまとまらない場合において、移管後の新政府の手によつて、全面的な決裂または中止の場合が起こり得ると考えてます。その場合においてもなおかつ政府は、相手が断わつたのだから仕方がないと政治的な責任を負はず、便々として政治生命を長らえるほど池田首相は厚顎無恥であり得るであらうか。もしそうだとするならば、池田首相は命冥加というべき確信をいたしております。(拍手)

において、その合意文書のうちで最も重要な無償供与の金額を首相に承認させるために、外務大臣はあらゆる工作を行なつた。その工作には自分も協力して首相に圧力をかけたと某右翼の幹部は公言をいたしております。

外務大臣の行なつたこの独走、外交上の判断の甘さ、見通しの誤りなど、まさに重大な政治責任といわなければなりません。朴正熙は、片腕といわれる金鍾泌の政治生命をかばって、かえて朴自身の生命までも断つに至りました。池田さん、もって他山の石と申します。(拍手)池田首相は直ちに大平外務大臣を罷免して、日韓交渉を即時打ち切る行為を行ない、国民に謝罪すべきであると思ふが、首相の決意はいかがであるか。(拍手)

質問の最後に、池田首相に特に注意を喚起いたしておきたいことがあります。それは朴軍事政権に対する汚職の黒い疑惑に関連した問題であります。

さきにも述べた通り、過般行なわれました朴正熙の九項目の声明において、中央情報部は陣容を一新して事件の追及に当たることになつて、黒い疑惑の発明を指摘いたしましたが、その直後問題の金鍾泌は政界から追放され、中央情報部は陣容を一新して事件の追及に当たることになつて、黒い疑惑をもつて政界を追放される。その追及の対象としておもなものは、証券波動事件、ウォーカー・ヒルは、証券波動事件、セナラ自動車工場の設立、日本のパンコ輸入問題などが取上げられて、金鍾泌の不当な収賄は少なくとも二千五百万ドルを下らないといわれている。

しかし、本日の新聞報道によれば、黒い疑惑をもつて国を代表する大男が、事もろろに國を代表する大使に正式に任命されて、昨日訪日した

ということである。朴正熙軍政の破廉恥なしださにはただあきれるほかないものであるが、同時に政府がその入国を行なつたことに対しても怒りを感じさせます。

外務大臣の行なつたこの独走、外交上の判断の甘さ、見通しの誤りなど、まさに重大な政治責任といわなければなりません。朴正熙は、片腕といわれる金鍾泌の政治生命をかばつて、かえて朴自身の生命までも断つに至りました。池田さん、もって他山の石と申します。(拍手)池田首相は直ちに大平外務大臣を罷免して、日韓交渉を即時打ち切る行為を行ない、国民に謝罪すべきであると思ふが、首相の決意はいかがであるか。(拍手)

質問の最後に、池田首相に特に注意を喚起いたしておきたいことがあります。それは朴軍事政権に対する汚職の黒い疑惑に関連した問題であります。

さきにも述べた通り、過般行なわれました朴正熙の九項目の声明において、中央情報部は陣容を一新して事件の追及に当たることになつて、黒い疑惑の発明を指摘いたしましたが、その直後問題の金鍾泌は政界から追放され、中央情報部は陣容を一新して事件の追及に当たることになつて、黒い疑惑をもつて政界を追放される。その追及の対象としておもなものは、証券波動事件、セナラ自動車工場の設立、日本のパンコ輸入問題などが取上げられて、金鍾泌の不当な収賄は少なくとも二千五百万ドルを下らないといわれている。

しかし、本日の新聞報道によれば、黒い疑惑をもつて国を代表する大使に正式に任命されて、昨日訪日した

を規定している。(拍手) 私たちは、このうるさい点からいっても、直ちに池田内閣が日韓会談の交渉を即時打ち切るよう重ねて要求をいたしたいと思います。

第二の点は、いわゆる黒い疑惑の問題についてであります。池田総理は、金鍾泌にそのようなことがないと思うがと、このように言われた。しかし、池田さん御存じのように、韓国の中央情報部においてそのような事件があるということを明らかにしておる。韓國でさえその事実があるといつても、なつかつ、池田さんが金鍾泌を守らなければならないという理由が一体どこにあるのか。(拍手) しかも、西独訪問の過程において日本に立ち寄ったと言っているが、この間に政府・自民党の関係で会うのか会わないのか、この点についても何ら答弁をしておらない。こういう点は、金鍾泌に対する態度が黒い疑惑の男としてこれを見るのではなくて、何か特別の關係にあるかのとき人物として見ているところだ。われわれは、ますます疑惑を抱かざるを得ない原因がある。(拍手) これらの点については、きょうはあらためて具体的な例をあげて私はやります。いずれ近いうちに予算委員会において、池田総理並びに関係大臣の御出席をいたして徹底的にこの点を明らかにいたしたいと思います。(拍手)

(國務大臣池田勇人君登壇)

○國務大臣(池田勇人君) ただいまお答え申し上げた通り、日韓交渉はあせらず、まじめに進めていくことを再度申し上げておきます。

また、他国の代表がその国内で起つたいろいろな事実を知らない私が、日本政府代表としてとやこういうことを聞くこともどうかと思います。言うべき筋合いのものではございません。(拍手)

【國務大臣大平正芳君登壇】

○國務大臣(大平正芳君) 金鍾泌氏からはただいままでのところ、当方に会見の申し入れがございませんが、もしございました場合には、よく検討してみるつもりでございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上をもつて緊急質問並びにこれに対する答弁は終りました。

日程第一 木船再保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、木船再保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

木船再保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年二月二十日
参議院議長 重宗 雄三

木船再保険法の一部を改正する法律

木船再保険法(昭和二十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長木村俊夫君。

本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

第八条の二 政府は、木船再保険特

【木村俊夫君登壇】

○木村俊夫君 ただいま議題となりました木船再保険法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

す。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日

本國とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を

す。

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とタ

ーランド連合王国政府との間の

条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国とニュー

ジーランドとの間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とグレート

ブリテン及び北部アイ

ルランド連合王国政府との間の

条約の締結について承認を求めるの件

日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国とニュー

ジーランドとの間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とグレート

ブリテン及び北部アイ

ルランド連合王国政府との間の

条約の締結について承認を求めるの件

日程第九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第二十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第三十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第四十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第五十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第六十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承認を求めるの件

日程第六十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

防止のための日本国政府とオーストリア共和国との間の条約の締結

について承

間当該他方の締約国において監督活動を行なう場合

当該他方の締約国において第十条(i)による芸能人の役務を提供する事業を行なう場合

一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わって行動する者(i)(v)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)は、次の場合には、

当該一方の締約国内で他方の締約国内で事業を行なう場合

一方の締約国内で他方の締約国内で事業を行なう場合

一方の総務を提供する事業を行なう場合

約 국내で事業を行なう(恒久的施設を通じるかどうかを問わない)法人を支配しているか又はこれに支配されているという事実のみでは、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはならない。

(j) 「課税当局」とは、日本国においては、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、連合王国においては、内国歳入庁長官又は内国歳入庁長官が権限を与えた代理者をいい、また、第二十二条の規定に基づいてこの条約が適用される領域においては、この条約が適用される租税のその領域における行政の権限のある当局をいう。

(k) この条約で一方の締約国内の源泉から生じた所得が他方の締約国の租税を課されるときは当該一方の締約国の租税を免除されるか又は軽減されることを規定している場合(他の条件が附されているといふことを問わない。)において、その所得が当該他方の締約国において施行されている法令に基づきその全額についてではなく当該他方の締約国に送金されたか又は当該他方の締約国内で受領した額についてのみ、連合王国が租税を課することができる。

(l) 日本の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が連合王国でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう限り、連合王国の租税を課されない。日本の企業が連合王国にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合は、その利得に対しても、その恒久的施設に帰せられる部分に亘る限り、連合王国の租税を課されない。

(m) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は同一の者が一方の締約国の企業の経営、支配若しくは及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは間接に参加する場合又は同一の者が一方の締約国の企業の経営、支配若しくは

(n) 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合において、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行ない、かつ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行なつた場合には、その恒久的施設が設けられ、又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業

れていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に

関する自國の有効な法令における解釈によるものとする。

第三条

商業上の利得は、その企業が日本国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合に課されない。

商業上の利得が、その恒久的施設に

の費用でその恒久的施設が独立の企業であると仮定した場合に控除されるものは、その恒久的施設に

合理的に配分することができるも

のである限り、その恒久的施設が存在する締約国において生じたか又は他の場所において生じたかを問わず、経費に算入することを認めるものとする。

一方の締約国において、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得は、他方の締約国の租税を免除さ

れる。

一方の締約国において、船舶

及び航空機の運用によつて取得す

る利得を基礎として課されるか又

は課されることがある地方税を免

除される。

一方の締約国において、船舶

及び航空機の運用によつて取得す

る利得を基礎として課されるか又

は課されることがある地方税を免

国内で取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に

の費用でその恒久的施設が独立の企業であると仮定した場合に控除されるものは、その恒久的施設に

合理的に配分することができるも

のである限り、その恒久的施設が存在する締約国において生じたか又は他の場所において生じたかを問

わざ、経費に算入することを認めるものとする。

第五条

一方の締約国において、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得は、他方の締約国の租税を免除さ

れる。

一方の締約国において、船舶

及び航空機の運用によつて取得す

る利得を基礎として課されるか又

は課されることがある地方税を免

除される。

一方の締約国において、船舶

の利得に算入して課税することがで

きる。

第六条

一方の締約国において、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得は、他方の締約国の租税を免除さ

れる。

一方の締約国において、船舶

及び航空機の運用によつて取得す

る利得を基礎として課されるか又

は課されることがある地方税を免

除される。

一方の締約国において、船舶

及び航空機の運用によつて取得す

る利得を基礎として課されるか又

は課されることがある地方税を免

する場合には、その日本の法人が連合王国の法人に支払う配当に対する租税の税率は、十ペーセントをこえないものとする。

(2) 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払配当（当該他方の締約国の居住者又は法人に支払うものを除く。）に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるとないと問わず、行なわれない。

(3) (1)の規定は、一方の締約国内の居住者又は法人が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その配当がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。

(4) (1)の規定は、一方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その配当がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には、その恒久的施設に帰せられる産業上又は商業上の利得として取り扱われる。

(5) いすれか一方の締約国において法人の利得に対する租税の税率が変更される場合には、両締約国との規定を改正することが必要である。

課税当局は、この理由により(1)の規定を改正するため、協議す

ることができる。

第七条

(1) 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者又は法人が取得する利子に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その者がその利子について当該他方の締

約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国内の居住者又は法人が支払う配当に対する租税の税率は、十ペーセントをこえないものとする。

(2) (1)の規定は、一方の締約国内の居住者又は法人が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その配当がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。

(3) この条約において「利子」とは、債券、証券、利付証書、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券の債権について払いもどされた金額のうち貸付金額をこえる部分の金額をいう。）

(4) 支払人と受領人との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の額が、その支払の基準となつた債権を考慮する場合、その関係がなかつたならば支払人と受領人が合意す

ると見られる額をこえるときは、

この条の規定は、この合意すると見られる額についてのみ適用す

る。その場合には、支払われた額

のうち超過分は、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、当該締約国の法令に従つて課税する

ことができる。

第八条

(1) 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者又は法人が取得する利子に対して当該一方の締約

する

こと

ができる。

<p

(d) 第八条(3)にいう財産の譲渡から生ずる所得として取り扱う。

(e) 自由職業その他の同様の性質のものとして取り扱う。

(f) 第十七条の規定の適用上、

(a) 獲得する金額は、その財産が使用される締約国内の源泉から生ずるものとして取り扱う。

(b) 獲得の活動に関する所得は、その職業又は活動が行なわれる締約国内の源泉から生ずる所得とみなす。

(c) 勤務又は役員の職務に関する給料、賃金又はこれらに類する報酬は、その勤務又は役員の職務が行なわれる締約国内の源泉から生ずる所得とみなす。

(d) 不動産から生ずる所得（不動産によって担保される債権又は債券から生ずる利子を含まない。）は、その不動産が存在する締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第十七条

(1) 締約国の法令は、この条約において反対の明文の規定が設けられている場合を除き、いずれか一方の締約国において生ずる所得の課税を引き続き規制するものとナシス。所得が両締約国において租税を課されるときは、二重課税からの救済は、(2)及び(3)の規定に従って行なわれる。

(2) (a) 連合王国以外の領域において支払われる租税を連合王国の租税から控除することについて、日本国内の源泉から生ずる所得について支払われる（直接にこ

あると源泉徴収によるとを問わない。)日本国の租税は、その所得について支払われる連合王国の租税から控除されるものとする。その所得が日本の法人が自己の議決権ある株式又は自己が発行した全株式の二十五パーセント以上を支配する(直接にであると間接にあるとを問わない。)連合王国の会社に対して支払う配当であるときは、前記の控除に当たり、当該日本の法人がその利得について支払う日本国の租税を考慮に入れるものとする。

第十八條
この条約の規定は、いずれか一方
は締約国が租税を決定するに際し、
國の法令によつて現在認められて
ゐるか又は将来認められることがあ
る免除、救済、減額、控除その他の
免をいかなる形においても制限す
ることと解してはならない。

第十九条
両締約國の課税當局は、この条約
規定を実施するため、又はこの条
約の適用を受ける租税に関する詐欺
防止し、若しくは脱税に対処する
ことを目的とする法規を実施するた
めに必要な情報（両締約國のそれぞ
れの税法に基づいて行政の通常の運
営において入手することができるも
の）を交換するものとする。こうし
て交換された情報は、秘密として取
扱わなければならず、租税の賦課
及び徵収に関するものとし、又はこれらに關
する異議についての決定に関与する
以外のいかなる者にも漏らしては
ならない。これら的情報で營業上、
業上、産業上若しくは職業上の秘
又は取引の過程を明らかにするよ
うなものは、交換してはならない。

第二十条
納稅者が、自己がその居住者又
は法人である締約國の課税當局に
対し、この条約のいすれかの規定
に基づいて受ける権利を有する待
遇を他方の締約國において受けな
かつたことを明らかにするとき
は、その課税當局は、その二重課
税を回避するため、当該他方の締
約國の課税當局と協議するものと
する。

(2) 約の規定を実施するため、及びこの規約の適用又は解釈に関する問題に關する争難又は疑義を解決するため、直ちに相互に通信することができる。

(1) 第二十一一条

(3) 一方の締約国の國民は、他方の締約国において、同様の状況に於ける当該他方の締約國の國民が課されるか又は課されることがある。税又はこれに関連する要件と異なるか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されるとはない。

(2) 一方の締約國の企業が他方の約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約國にいて、同様の活動を行なう当該他方の締約國の企業に対して課される租税よりも不利に課されるとはない。

(3) 一方の締約國の企業で資本の一部又は一部が他方の締約國の一又は二以上の居住者又は法人によって直接に又は間接に所有され、は支配されているものは、当該一方の締約國內において、当該一方の締約國の同種の他の企業が課されるか又は課されることがある。税又はこれに関連する要件と異なるか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されるとはない。

(4) この条において「國民」とは次のものをいう。

(a) 連合王国については、次のものをいう。

(i) すべての連合王国及び地の市民並びにすべての英

基づいてこの条約を適用することができるが、まだ適用していない領域との関係によりその地位を与えられた市民及び保護民を除く。)

(ii) すべてのローデシア・ニア・サランドの市民。ただし、第二十二条の規定に基づいてローデシア・ニア・サランド連邦にこの条約を適用した場合に限る。

(iii) 連合王国又は第二十二条の規定に基づいてこの条約を適用する領域で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他団体

(b) 日本国について、日本国籍を有するすべての個人及び日本国で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体(法人格を有すると有しないとを問わない。)

(5) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(6) この条のいかなる規定も、いすれかの締約国が、自國の居住者でない他方の締約国の国民に対し、法令により自國の居住者にのみ適用される租税上の人的控除、救済及び軽減を認めることを義務づけるものと解してはならず、また、

(b) 日本の法人について、分配される利得に対し留保所得よりも低い率で租税を課する日本国

(e) 「租税」とは、文脈により、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は法人格を有しない団体で、その事業がニュー・ジーランドにおいて管理されず、かつ、支配されていないものをいい、「ニュー・ジーランドの法人」とは、その事業がニュー・ジーランドにおいて管理され、かつ、支配されている会社で、日本国内に本店又は主たる事務所を有しないものをいう。

(f) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はニュー・ジーランドの法人をいう。

(g) 「日本国の居住者」とは、日本国 の租税に関する日本国 の居住者であり、かつ、ニュー・ジーランドの租税に関するニュー・ジーランドの居住者でない個人及び日本 の法人をい、「ニュー・ジーランドの居住者」とは、会社以外の者であつて、ニュー・ジーランドの租税に関するニュー・ジーランドの居住者でないもの及びニュー・ジーランドの法人をい。

(i) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国 の居住者又はニュー・ジーランドの居住者をい。

(j) 「日本の企業」とは、日本國の居住者が営む事業上又は商業上の企業又は事業をいい、「ニュー・ジーランドの企業」とは、ニュー・ジーランドの居住者が営む事業上又は商業上の企業又は事業をいふ。

(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はニュー・ジーランドの企業をいふ。

(l) 「産業上又は商業上の企業又は事業」には、鉱業、農業、漁業、牧畜業若しくは林業の活動又は銀行、保険、生命保險若しくは投資取引の業務に從事する企業又は事業を含み、また、「産業上又は商業上の利得」には、このよろな活動又は業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃貸料、使用料、技術上の役務の対価、經營管理料若しくは人的役務の報酬として取得する所得又は演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の役務を提供する契約若しくは債務から生じ、若しくはこれに関連して生ずる所得を含まない。

(m) (i) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいふ。

(ii) 恒久的施設は、特に、次のものを含む。

(bb) 支店
(aa) 管理所

(gg) 鉢山、採石場その他採掘
されている天然資源の存在
する場所

(ff) 農業、牧畜業又は林業の
用に供されている不動産

(ee) (dd) 建物工事現場又は建物若
しくは組立ての工事で、十
二箇月をこえる期間存続す
るもの

(cc) 倉庫
工場
事務所

(iii) 一方の締約国の企業の事業
が移動的性質を有するもので
ある場合には、このような事
業が他方の締約国において行
なわれている場所は、事業を
行なう一定の場所とみなされ
る。

(iv) 一方の締約国内で他方の締
約国の企業のために又はこれ
に代わつて行動する者は、次
の場合には、当該一方の締約
国内における恒久的施設とさ
れる。

(aa) その者が、当該一方の締
約国内で、当該企業に代わ
つて契約を協議し、及び締
結する包括的権限を有し、
かつ、これを常習的に行使
する場合。ただし、その者
の行動が当該企業に代わ
つて物品又は商品を購入する
ことに限られる場合は、こ
の限りでない。

(bb) その者が、当該企業に屬する物品又は商品の在庫で、通常これにより当該企業に代わつて注文に応するものを、当該一方の締約国内に、常習的に保有する場合

(cc) その者が、当該一方の締約国内で、もつばら又は主として、当該企業自体のために、又は当該企業及び当該企業により支配され若しくは当該企業に支配的利益を有する他の企業のために、常習的に注文を取得する場合

(aa) (v) 一方の締約国の企業は、純然たる仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの人としての本来の業務を通常の方法で行なうものを通して他方の締約国内で事業活動を行なつたといふ理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(bb) 一方の締約国の企業が、他方の締約国内でもつばら物品若しくは商品を購入し、保管し、若しくは引き渡すため、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有しているといふ事実のみによつては、その事業を行なう一定の場所は、当該企業の恒久的施

(cc) 一方の締約国が他方の締約国内で営業若しくは事業を行なう（恒久的施設を通じるかどうかを問わない。）法人を支配しているといふ事実のみによつては、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設であることはならない。

一方の締約国が他方の締約国居住者に対し物品を販売する場合において、当該物品が、他方の締約国内で産業上又は商業上の企業又は事業により、当該一方の締約国企業のために、又はその企業の注文に応じて製造され、組み立てられ、加工され、包装され、又は細分されたものであり、かつ、当該一方の締約国企業が当該他方の産業上又は商業上の企業又は事業の経営、支配又は資本に参加しているときは、この条約の適用上、当該一方の締約国企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて他方の締約国内で営業又は事業に従事するものとされる。

(n) 「権限のある当局」とは、日本については、大蔵大臣又は権限を与えたその代理

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十四号

所得に対する租税に関する 求める件外二件

七

者をいい、ニュー・ジーランドについては、内国歳入斤長官又は権限を与えたその代理者をいう。

を含み、複数で表現される語
は、単数を含む。

(2) いざれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関する自国の法令における意義を有するものとする。

第三卷
ニューギーランドの企業の

(b) 産業上又は商業上の利得（船舶又は航空機の運用から生ずる利得を除く。）に対しては、その企業が日本国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なわない限り、日本国の租税を課さない。ニューヨークの企業が日本国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に対し、その恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、日本国が租税を課すことができる。

日本の企業の産業上又は商業

上の利得(船舶又は航空機の運用から生ずる利得を除く)に対する
しては、その企業がニュー・ジーランド内でその国内にある
恒久的施設を通じて営業又は事業を行なわない限り、ニュー・
ジーランドの租税を課さない。
日本の企業がニュー・ジーランド内にある恒久的施設を通じて
営業又は事業を行なう場合は、その利得に対し、その恒久的施設に帰せられる部分につい

(3) ただし、このような裁量又は推定は、当該課税当局が入手することができる情報により可能である限り、(a)の原則に従つて行なわなければならない。

恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用で、その恒久的施設が独立の企業であるとすれば控除するこ

(1) (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国との企業の經營上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の經營上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいすれの場合においても、兩企業間に、その商業上又は資金上の關係において、独立

(1) 一方の締約国の企業が航空機運用により取得する利得に対しても、他方の締約国の租税を免除する。ただし、当該航空機が、もっぱら又は主として当該他方の締約国内の隣地間に運用されている場合は、この限りでない。

(1)(a) 政府の職務の遂行として日々国政府に提供された役務について該政府が個人に対して支払う報酬(恩給を除く。)に対しても、当該個人がニュー・ジーランドの居住者でない場合又は、その役務を行なうためにニュー・ジーランドに居住する場合には、ニュー・ジーランドの租税を免除する。

(b) われるものであるとすれば、その恒久的施設が当該他方の締約国内で取得すると見られる産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとする。いずれか一方の締約国の課税当局が入手することができる情報が恒久的施設に帰せられる利得を決定するため十分でない場合には、(a)の規定は、当該課税当局の裁量又は推定により決定された額に対しても恒久的施設に係る租税を支払う義務をもつて定める当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。

(1) (a) より利得を取得する場合には、当該企業の当該他方の締約国内の代理人が購入の申込みを受け、これを当該企業に受諾のため伝達したときにも、その利得は、当該企業の当該他方の締約国内にある恒久的施設に帰せられない。

(5) 一方の締約国の企業が取得する利得のいかなる部分も、その企業が他方の締約国内で行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、当該他方の締約国内にある恒久的施設に帰せられない。

第四条 一方の締約国的企业が他方の

局が入手することができる情
が、(1)の規定の適用上、企業の利
得となつたはずである利得を決
するため十分でない場合には、
の規定は、当該課税当局の裁量
は推定により決定された額に対
て租税を支払う当該企業の義務
に関して定める当該一方の締約国
法令の適用に影響を及ぼすもの
はない。

(2) 一方の締約国が法人を支払う
方の締約国の居住者が取得する所
(性質のいかんを問わない) 及び
該一方の締約国内の鉱山若くは
石場の運用又は當該一方の締約國
の木材その他の天然資源の採取若
くは搬出に關して他方の締約國の
住者に支払われる使用料その他の
不動産、鉱山、採石場等
又は構木その他の天然資源が存在す
る締約國の法令の執行に従つて課税する。

(2) (a) (c) てのみ、ニュー・ジーランドが租税を課することができる。
(a) 及び(b)の規定は、映画フィルムの貸貸又は保険の業務から生ずる所得に対する課税に関するいすれの一方の締約国の法規の規定にも影響を及ぼすものではない。
一方の締約国的企业が他方の締約国内でその国内にある恒久的な施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その恒久的な施設が同一又は類似の活動を行なう独立の企業であり、かつ、その恒久的施設とそれを有する企

(4) とができるものは、合理的にその恒久的施設に配分することができるものである限り、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、控除を認められるものとする。ただし、このような控除は、恒久的施設が存在する締約国の法によって認められる控除と実質的に同様の性質を有するものに限り認められる。

(2) (1)の規定に基づいて一方の締
国の企業の利得に算入された利
に対しては、これをその締約国
に源泉がある所得とみなして課
税することができる。

(1) 第六条 一方の締約国内に源泉がある当で、他方の締約国の居住者が得するものに対しても該一方の約国が課する租税の税率は、十パーセントをこえないものとする。ただし、その配当が当該の締約国内にある恒久的施設として当該居住者が行なう営業又は事業に関連して生ずる場合は、

(b) 政府の職務の遂行として
ニュー・ジーランド政府に提供された役務について当該政府が個人に対して支払う報酬(恩給を除く)に対しては、当該個人が日本國の國民でなく、かつ、永住のため日本國に入国することを許可された者でない場合には、日本國の租税を免除する。

(1) 日本国内に源泉がある恩給その他これに類する報酬で、ニュー・ジーランドの居住者である個人が取得するものに対しては、その者がこれに対しニュー・ジーランドの租税を課されるときには、日本國の租税を免除する。一方の締約國からの教授又は教員で、他方の締約國內の大学又はこれに類する高等教育機関において教育を行なうため、当該他方の締約國を訪れ、二年をこえない期間滞在するものは、その教育に対する報酬に対し、当該他方の締約國の租税を免除される。

(2) ニュー・ジーランド内に源泉がある恩給その他これに類する報酬で、日本國の居住者である個人がこれに対しニュー・ジーランドの租税を課されるときには、日本國の租税を免除する。

(3) その役務が当該一方の締約國の居住者のために、又はその者に代わって行なわれ、かつ、その報酬その他の所得に対する、当該個人が居住する締約国内で租税が課されること。

(2) (1)の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の利得又は報酬には、適用しない。

(3) (1)及び(2)の規定の適用上、一方の締約国内で行なう人的役務(自由業を含む)に対する利得又は報酬は、当該締約国内に源泉がある所得とみなす。また、個人の役務で、一方の締約國の居住者が運用する船舶又は航空機においてもつばら又は主として行なわれるものは、当該締約国内で行なわれるものとみなす。ただし、当該船舶又は航空機がもつばら又は主として他方の締約國內の領地間に運用されている場合は、この限りでない。

(1) この条約の規定は、いかなる態様においても、外交官及び領事官に対して現在与えられ若しくは将来与えられる他の若しくは新たに効力を生じ、かつ、この条約は、批准書の交換の日で交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日で交換されるものとする。

(3) この条約は、批准書においては、この条約が効力を生じた年の1月1日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(1) この条約の規定は、いかなる態様においても、外交官及び領事官に対して現在与えられ若しくは将来与えられる他の若しくは新たに効力を受ける権利を否定し、又はこれに影響を及ぼすものと解してはならない。

(2) この条約の規定は、一方の締約國の規定の実施、租税に関する詐欺の防止又は脱税対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約國のそれぞれの税法に基づいて行動するものと解しては、秘密として取り扱わなければならず、租税の賦課及び徴収に関する免除、減額、控除その他の

(3) いすれの一方の締約國も、この条約の効力発生の日から三年の期間が経過した後はいつでも、この

条約の条項を再検討する希望を他方の締約国に通告することができる。この場合には、両締約国は、この要請された再検討を行なうものとし、その再検討は、両締約国が適当と認める時期（当該通告を受けた日から六箇月以内でなければならぬ。）及び場所において行なうものとする。ただし、本文の規定は、両締約国が、この条約の効力発生の日から三年の期間内のいずれかの時において、この条約の改正で前記の期間の経過前に行なうことが望ましいとされるに至つたものに関して交渉を開始することを妨げるものではない。

(4) いすれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から三年の期間が経過した後は、いすれの年においても、この条約を終了させる意思の通告を他方の締約国に対し与えることができる。その通告は、通告が与えられる年六月三十日以前に

他方の締約国に対し与えなければならず、その場合には、この条約は、通告を他方の締約国に対し与える

ことができる。その通告は、通告が与えられた年の翌年一月一日以後に開始する各年の四月一日以後に開始する各所得年度において生ずる所得について、

(b) ニュー・ジーランドにおいてその通告が与えられた年の翌年一月一日以後に開始する各年の四月一日以後に開始する各所得年度において生ずる所得について、この条約に署名した。

以上の証拠として、下名は、それぞの政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十三年一月三十日にウエーリントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
原馨

ニュー・ジーランド政府のために
キース・ホリオーク

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。外務委員会理事正示啓次郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔正示啓次郎君登壇〕

○正示啓次郎君 大だいま議題となりました三つの租税条約の締結について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、従来から関係の深い諸国との間に所得に対する二重課税防除のための条約の締結について努力して参りましたが、このたび連合王国、オーストリア、ニュー・ジーランドの三ヵ国との間に交渉が妥結し、連合王国とは昨年九月四日東京において、オーストリアとは一昨年十二月二十日ウイーンにおいて、また、ニュー・ジーランドとは本年一月三十日ウエーリントンにおいて、それぞれ条約に署名を行なつたのであります。

これらの条約の内容はほぼ同様でありまして、企業の産業上または商業上の利得の課税基準、船舶及び航空機の運用によって取得する利得に対する租税の免除または軽減、配当所得等の課税限度、自由職業その他業務報酬に対する課税方式、教授、留学生、短期旅行者等に対する租税免除について規定

上の内国民待遇の相互供与等についても規定しております。

これらの条約を締結することにより、わが国とこれら三国との間の経済、学術、文化の各方面にわたる交流が一そろ促進されるものと期待される次第であります。

連合王国及びオーストリアとの間の条約は一月二十九日、ニュー・ジーランドとの間の条約は二月十四日、それぞれ本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御承認を願います。

かくて、二月二十二日、右三件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、右三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと認定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長（清瀬一郎君） 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、改訂する法律案、特別職の職員の給与に関する法律案、改訂する法律案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律案を提出する。

○議長（清瀬一郎君） 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清瀬一郎君） 起立多数。よつて、三件は委員長報告の通り承認するに決しました。

右

昭和三十八年一月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

〔一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

第一條 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）の一部を次のように改正する。

第二条 第六号中「附則第二十七項」を「附則第二十五項」に改める。

第六条第一項第五号にニとして次のように加える。

〔二月十五日〕を〔三月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に改める。

〔三月十五日〕を〔六月十五日〕に、「六月以内」を「十二月以内」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に改める。

〔教育職俸給表四〕

第一項第一項第五号にニとして次のように加える。

〔三月十五日〕を〔六月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔教育職俸給表四〕

にあつては、四百二十円〕を加えます。

第十九条の四第一項に後段として次のようになります。

これらの支給日前一日以内に退職し、又は死亡した職員で人事院規則で定めるものについても、同様とする。

第十九条の四第二項各号列記以外の部分中「支給日前現在」の下に退職し、又は死亡した職員で人

員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、改訂する法律案、右三案を一括して議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、改訂する法律案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

〔一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

第一條 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）の一部を次のように改正する。

第二条 第六号中「附則第二十七項」を「附則第二十五項」に改める。

第六条第一項第五号にニとして次のように加える。

〔二月十五日〕を〔三月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔三月十五日〕を〔六月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔教育職俸給表四〕

第一項第一項第五号にニとして次のように加える。

〔三月十五日〕を〔六月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔教育職俸給表四〕

第一項第一項第五号にニとして次のように加える。

〔三月十五日〕を〔六月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔教育職俸給表四〕

第一項第一項第五号にニとして次のように加える。

〔三月十五日〕を〔六月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔教育職俸給表四〕

第一項第一項第五号にニとして次のように加える。

〔三月十五日〕を〔六月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔教育職俸給表四〕

にあつては、四百二十円〕を加えます。

第十九条の四第一項に後段として次のようになります。

これらの支給日前一日以内に退職し、又は死亡した職員で人

員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、改訂する法律案、右三案を一括して議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、改訂する法律案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

〔一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

第一條 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）の一部を次のように改正する。

第二条 第六号中「附則第二十七項」を「附則第二十五項」に改める。

第六条第一項第五号にニとして次のように加える。

〔二月十五日〕を〔三月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔教育職俸給表四〕

第一項第一項第五号にニとして次のように加える。

〔三月十五日〕を〔六月十五日〕に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同項第二号各号を次のように改める。

〔教育職俸給表四〕

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	87,300	64,100	44,100	30,800	22,700	17,600	14,600	10,300
2	90,500	67,300	46,500	32,900	24,600	19,100	15,600	10,700
3	93,700	40,500	48,900	35,000	26,500	20,700	16,600	11,100
4	96,900	73,700	51,400	36,700	28,400	22,400	17,600	11,600
5	100,100	76,900	53,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,100
6	103,300	80,100	56,400	40,000	32,200	25,800	20,600	12,800
7	106,500	83,300	59,000	41,700	34,100	27,500	22,100	13,700
8	109,700	86,400	61,600	43,400	35,600	29,200	23,600	14,600
9	112,900	89,500	64,200	45,200	37,100	30,900	25,100	15,500
10		81,900	66,700	47,000	38,400	32,300	26,500	16,400
11		93,800	68,700	48,800	39,500	33,500	27,600	17,300
12		95,300	70,700	50,600	40,400	34,300	28,700	18,300
13		96,800	72,500	52,400	41,300	35,100	29,800	19,300
14			74,000	54,200	42,000	35,800	30,500	20,300
15				55,800	42,700	36,500	31,100	20,900
16				57,300	43,400	37,200		21,400
17				58,600	44,100			21,900
18				59,700				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	24,000	17,700	14,800	10,600	8,600
2	25,500	18,800	15,800	11,200	9,000
3	27,100	19,900	16,800	11,800	9,400
4	28,700	21,300	17,700	12,500	9,900
5	30,300	22,700	18,600	13,200	10,500
6	31,800	24,000	19,600	14,000	11,100
7	33,300	25,300	20,700	14,800	11,700
8	34,600	26,600	21,800	15,600	12,300
9	35,900	27,900	22,900	16,500	13,000
10	37,100	29,100	23,800	17,400	13,700
11	38,000	30,200	24,700	18,100	14,400
12	38,900	31,300	25,500	18,700	15,000
13	39,800	32,200	26,300	19,300	15,600
14	40,700	33,100	27,000	19,900	16,100
15	41,500	34,000	27,700	20,600	16,600
16	42,300	34,600	28,400	21,300	17,100
17	43,100	35,100	29,100	22,000	17,600
18	43,800	35,600	29,700	22,700	18,100
19	44,500	36,100	30,200	23,300	18,600
20	45,200	36,600	30,600	24,000	19,100
21	45,900	37,100	31,000	24,600	19,700
22	46,500	37,600	31,400	25,200	20,400
23	47,100	38,100	31,800	25,800	21,100
24	47,700	38,600	32,200	26,300	21,800
25	48,200	39,100	32,600	26,800	22,500
26	48,700			27,200	23,100
27					23,700
28					24,200
29					24,700
30					25,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額						
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,700	16,600	11,400
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,600	12,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,600	13,000
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	13,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	14,600
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	15,500
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	16,400
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	17,300
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	18,300
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	19,600
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	20,900
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	21,600
14			57,300	44,800	38,200	32,700	22,200
15			58,600	45,500	38,900	33,300	22,800
16			59,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額						
1	53,900	44,100	35,000	22,800	16,600	13,600	12,200
2	56,400	46,500	36,700	24,600	17,700	14,600	12,600
3	59,000	48,900	38,400	26,500	19,200	15,600	13,000
4	61,600	51,400	40,000	28,400	20,800	16,600	13,600
5	64,200	53,900	41,700	30,300	22,500	17,700	14,600
6	66,700	56,400	43,400	32,200	24,200	19,200	15,600
7	68,700	58,500	45,200	34,300	25,900	20,700	16,600
8	70,700	60,100	47,000	36,000	27,600	22,300	17,700
9	72,500	61,700	48,800	37,700	29,300	23,900	19,200
10	74,000	63,000	50,600	39,400	31,000	25,500	20,700
11		64,300	52,400	41,000	32,600	27,100	22,300
12		65,600	54,200	42,300	34,000	28,700	23,900
13		66,900	55,800	43,200	35,300	30,300	25,500
14			57,300	44,100	36,300	32,000	27,100
15			58,600	44,800	37,300	33,400	28,700
16			59,700	45,500	38,300	34,500	30,300
17				46,200	39,300	35,500	31,600
18				46,900	40,300	36,400	32,800
19				47,600	41,100	37,200	33,700
20				48,300	41,900	38,000	34,600
21				49,000	42,600	38,800	35,300
22					43,300	39,500	36,000
23					44,000	40,200	36,700
24					44,700	40,900	37,400
25						45,400	41,600
26							38,000
27							42,300
28							39,200
29							39,800
							40,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十六日

衆議院会議録第十一号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額							
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,700	16,600	11,700	9,500
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,600	12,300	10,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,800	10,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,600	13,600	11,100
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	14,400	11,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	15,400	12,300
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	16,400	12,800
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	17,400	13,300
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	18,700	14,200
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	20,100	15,200
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	21,500	16,200
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	22,900	17,200
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	24,200	18,400
14			57,300	44,800	38,200	32,800	25,500	19,600
15			58,600	45,500	38,900	33,500	26,500	20,700
16			59,700		39,600	34,200	27,400	21,700
17					40,300	34,800	28,300	22,600
18						35,400	29,000	23,500
19						36,000	29,700	24,300
20							30,300	25,100
21							30,900	25,900
22							31,500	26,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	47,400	35,500	26,000	18,200	12,300
2	50,000	38,100	28,300	19,500	12,700
3	52,600	40,700	30,600	20,800	13,400
4	55,200	43,300	32,900	22,100	14,300
5	57,800	45,400	35,100	23,900	15,600
6	60,400	47,300	37,300	25,700	16,900
7	63,000	49,100	39,500	27,500	18,200
8	65,500	50,900	41,700	29,300	19,300
9	68,000	52,700	43,300	31,100	20,400
10	70,500	54,500	44,500	32,900	21,500
11	72,600	56,300	45,700	34,400	22,900
12	74,200	57,900	46,700	35,800	24,300
13	75,700	59,200	47,700	37,100	25,600
14	77,000	60,500	48,600	38,000	26,800
15	78,300	61,600	49,500	38,800	28,000
16	79,600			39,600	29,200
17	80,900			40,400	30,200
18					31,200
19					32,100
20					32,700
21					33,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	25,700	18,800	13,900	10,300
2	27,600	19,900	14,800	10,800
3	29,500	21,100	15,800	11,300
4	31,400	22,300	16,800	11,900
5	33,200	24,000	17,800	12,500
6	34,900	25,700	18,800	13,100
7	36,500	27,400	19,900	13,900
8	38,100	29,100	21,000	14,700
9	39,100	30,700	22,100	15,500
10	40,100	32,300	23,500	16,400
11	41,100	33,700	24,900	17,400
12	42,100	35,000	26,200	18,400
13	43,100	36,300	27,300	19,400
14	44,100	37,100	28,400	20,400
15	45,100	37,800	29,400	21,400
16	46,000	38,500	30,400	22,300
17	46,900	39,200	31,400	23,200
18	47,800	39,800	32,400	24,100
19	48,700	40,400	33,100	24,900
20	49,600	41,000	33,700	25,700
21	50,400	41,600	34,300	26,500
22	51,200	42,200	34,900	27,300
23	52,000		35,500	28,100
24				28,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	87,300	43,700	31,400	25,900	16,300	12,100
2	90,500	46,400	33,800	28,200	17,500	12,800
3	93,700	49,100	36,300	30,500	18,700	13,800
4	96,900	51,800	38,900	32,700	20,100	14,800
5	100,100	54,500	41,600	34,900	21,800	15,900
6	103,300	57,100	43,700	37,100	23,500	17,000
7	106,500	59,700	45,700	39,300	25,300	18,300
8	109,700	62,300	47,700	41,100	27,200	19,900
9	112,900	64,900	49,600	42,800	29,100	21,600
10		67,500	51,500	44,400	31,000	23,300
11		70,100	53,400	46,000	32,800	25,000
12		72,700	55,300	47,600	34,600	26,800
13		75,400	57,200	49,200	36,400	28,600
14		78,100	59,100	50,800	37,600	30,200
15		80,800	61,000	52,400	38,700	31,800
16		83,500	62,800	54,000	39,800	33,300
17		85,100	64,500	55,600	40,900	34,300
18		87,200	66,100	57,200	42,000	35,300
19		89,200	67,500	58,700	43,100	36,300
20		91,200	68,900	60,100	44,100	37,200
21		93,100	70,100	61,400	45,100	38,100
22		95,000	71,300	62,700	46,000	38,900
23		96,800		63,900	46,900	39,700
24				65,000	47,800	40,500
25				66,000	48,700	41,300
26						42,000

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十六日 来議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

ロ 教育職俸給表(二)

号	職職の等級 俸	1 等 級			2 等 級		
		俸 級	月 額	俸 級	月 額	俸 級	月 額
1		円	63,900	16,300	円	11,100	
2			38,600	17,300		11,600	
3			40,300	18,300		12,100	
4			42,100	19,400		12,800	
5			43,900	21,000		13,600	
6			45,700	22,600		14,500	
7			47,700	24,300		15,600	
8			49,700	26,100		16,600	
9			51,700	28,000		17,700	
10			53,700	29,900		18,900	
11			55,800	31,800		20,500	
12			57,900	33,700		22,100	
13			60,000	35,500		23,800	
14			62,000	36,900		25,400	
15			64,000	38,300		27,000	
16			66,000	39,700		28,600	
17			68,000	41,200		30,200	
18			69,700	42,700		31,700	
19			71,300	44,100		33,200	
20			72,700	45,800		34,100	
21			74,100	47,500		34,900	
22			75,400	49,200		35,700	
23			76,600	50,900		36,500	
24				52,800		37,100	
25				54,700		37,700	
26				56,500		38,300	
27				58,300		38,900	
28				59,600		39,500	
29				60,900			
30				62,200			
31				63,400			
32				64,500			
33				65,600			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号	職務の等級 俸	1 等 級			2 等 級		
		俸 級	月 額	俸 級	月 額	俸 級	月 額
1		円	29,300	12,800	円	11,100	
2			31,200	13,900		11,600	
3			33,100	15,000		12,100	
4			34,900	16,300		12,800	
5			36,300	17,200		13,600	
6			37,700	18,100		14,500	
7			39,200	19,100		15,400	
8			40,700	20,600		16,400	
9			42,400	22,100		17,400	
10			44,100	23,600		18,500	
11			45,800	25,400		19,900	
12			47,500	27,300		21,300	
13			49,200	29,200		22,800	
14			50,900	31,100		24,300	
15			52,800	32,900		25,700	
16			54,700	34,700		27,100	
17			56,500	36,000		28,200	
18			58,300	37,300		29,300	
19			59,600	38,600		30,300	
20			60,900	39,900		31,000	
21			62,200	41,200		31,700	
22			63,400	42,500		32,300	
23			64,500	43,700			
24			65,600	44,900			
25			66,500	46,100			
26			67,400	47,300			
27				48,500			
28				49,600			
29				50,700			
30				51,800			
31				52,800			
32				53,800			
33				54,700			
34				55,500			
35				56,300			
36				57,100			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	70,000	36,300	25,900	17,300	12,800
2	72,600	38,900	28,200	18,300	13,900
3	75,300	41,600	30,500	19,400	15,100
4	78,000	43,700	32,700	21,000	16,300
5	80,700	45,900	34,900	22,600	17,300
6	82,900	48,100	37,100	24,300	18,300
7	85,000	50,300	39,300	26,100	19,400
8	87,200	52,400	41,600	28,000	21,000
9	89,200	54,500	43,700	29,900	22,600
10	91,200	57,100	45,700	31,800	24,300
11	93,100	59,700	47,700	33,700	26,100
12	95,000	62,300	49,600	35,500	27,700
13	96,900	64,900	51,500	36,900	29,300
14		67,500	53,400	38,300	30,900
15		70,100	55,300	39,700	32,500
16		72,700	57,200	41,200	34,100
17		75,400	59,100	42,700	35,100
18		78,100	61,000	44,100	36,100
19		80,800	62,800	45,800	37,000
20		83,000	64,500	47,500	37,900
21		84,800	66,100	49,200	38,800
22			67,500	50,900	39,700
23			68,900	52,800	40,600
24			70,100	54,700	41,500
25				56,500	42,400
26				58,300	43,300
27				59,600	
28				60,900	
29				62,200	
30				63,400	
31				64,500	
32				65,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,300	40,500	24,800	15,100	12,100	10,300
2	90,600	42,500	26,800	16,300	12,900	10,700
3	93,700	44,500	28,900	17,500	13,900	11,100
4	96,900	46,500	31,000	18,700	14,900	11,600
5	100,100	48,600	33,100	20,500	16,000	12,100
6	103,300	50,700	35,200	22,800	17,100	12,900
7	106,500	53,000	37,300	24,100	18,400	13,900
8	109,700	55,400	38,800	25,900	20,000	14,900
9	112,900	58,500	40,300	27,800	21,700	15,900
10		61,600	41,800	29,700	23,400	16,900
11		64,700	43,300	31,700	25,100	17,900
12		67,800	44,800	33,600	26,900	19,000
13		70,900	46,300	35,500	28,700	20,100
14		74,000	47,800	36,800	30,500	21,200
15		77,100	49,300	38,000	32,300	21,800
16		80,200	50,800	39,700	33,700	22,400
17		82,800	52,200	41,100	34,800	23,000
18		85,400	53,600	42,500	35,800	
19		87,300	55,000	43,900	36,800	
20		88,900	56,400	45,100	37,800	
21		90,400	57,600	46,300	38,700	
22		91,900	58,800	47,500	39,500	
23			60,000	48,500	40,300	
24			61,000	49,400	41,100	
25			62,000	50,300	41,800	
26				51,200	42,500	
27				52,000		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,300	58,600	41,600	31,400	18,700
2	90,500	61,100	43,900	33,800	20,100
3	93,700	63,600	46,400	36,300	21,800
4	96,900	66,100	48,900	38,900	23,500
5	100,100	68,600	51,400	41,600	25,900
6	103,300	71,100	53,800	43,700	28,200
7	106,500	73,700	56,200	45,700	30,500
8	109,700	76,300	58,600	47,700	32,700
9	112,900	78,900	61,000	49,600	34,900
10		81,500	63,400	51,500	37,100
11		83,500	65,800	53,400	39,300
12		85,500	68,200	55,300	41,100
13		87,200	70,000	57,200	42,800
14		88,900	71,700	58,700	44,400
15		90,400	73,200	60,200	46,000
16		91,900	74,700	61,600	47,600
17			76,100	63,000	49,200
18			77,500	64,300	50,600
19			78,800	65,500	52,000
20				66,600	53,300
21				67,700	54,500
22					55,500
23					56,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	47,900	34,500	20,900	14,600	12,100	10,700
2	50,600	36,500	22,800	15,600	12,800	11,100
3	53,300	38,500	24,700	16,600	13,700	11,600
4	56,000	40,400	26,600	17,600	14,600	12,100
5	58,700	42,300	28,500	19,100	15,600	12,800
6	61,400	44,200	30,400	20,600	16,600	13,700
7	64,000	46,100	32,300	22,100	17,600	14,600
8	66,000	47,900	34,200	23,800	18,900	15,500
9	68,000	49,700	35,700	25,500	20,300	16,200
10	69,600	51,500	37,200	27,300	21,700	16,800
11	71,200	53,200	38,600	29,100	23,100	17,400
12	72,700	54,600	39,800	30,700	24,600	18,000
13	74,000	55,900	40,900	32,100	26,100	18,500
14		57,000	42,000	33,200	27,400	
15		58,100	42,900	34,000	28,500	
16		59,200	43,800	34,800	29,500	
17			44,600	35,600	30,200	
18			45,400	36,400	30,800	
19				37,200	31,400	
20				38,000	32,000	
21				38,000		
22				39,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 僕	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	27,900	20,500	13,900	11,100
2	29,900	22,200	14,800	11,700
3	31,900	24,100	15,700	12,400
4	33,900	26,000	16,600	13,100
5	35,500	27,800	17,600	13,900
6	37,000	29,600	18,900	14,700
7	38,400	31,400	20,300	15,600
8	39,800	33,100	21,700	16,500
9	41,200	34,500	23,100	17,400
10	42,500	35,600	24,500	18,500
11	43,800	36,700	25,700	19,600
12	45,100	37,500	26,800	20,600
13	46,400	38,300	27,900	21,400
14	47,600	39,000	28,800	22,200
15	48,800	39,700	29,400	22,900
16	49,700	40,400	30,000	23,400
17	50,600	41,100	30,600	23,900
18	51,500	41,800	31,200	
19	52,300	42,500		
20	53,100	43,100		
21	53,900	43,700		
22	54,700			
23	55,500			
24	56,300			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第二十二項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤するもの」を「支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤する職員」に改める。

附則第十七項から附則第二十項までを次のよう改める。

17 前項に規定する職員以外の職員にも、昭和三十七年十月一日以後、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めることにより支給する。

18 附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額ごとに、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第一号。以下「昭和三十八年改正法」という。）による改正前の附則第十七項及び附則第十八項の規定により定められていた額を基準として人事院規則で定める。

19 昭和三十八年改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定による俸給額を基準として人事院規則で定める。

附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、昭和三十八年改正法による改正前の附則第十九項の規定により暫定手当の額に加算するものとされる額を基準として人事院規則で定める額を、前項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第一二五項を附則第二十二項とする。

附則第一二六項中「昭和三十七年四月一日」を「昭和三十七年十一月一日」と改め、「又は暫定手当が支給されないこととなるとき」を削り、「附則第十六項」を「附則第十六項及び附則第十七項」に、「十一月」を「十二月」とし、「在勤するものとした場合」を「在勤するものとして同項から前項までの規定を適用した場合」を「在勤するものとした場合」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第二十七項から附則第四十五項までを二項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

(号俸職員の切替え)

2 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)の前日においてまだ正前の一般職の職員の給手に関する法律(以下「法」という。)の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員(附則第六項に規定する職員を除く。以下次項において「号俸職員」という。)のうち、その者の切替日の前日における号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸はその者の「旧号俸」として、号俸に対応する切替表に定める目

3
「号俸職員のうち、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員の切替日における号俸はその者の旧号俸と同じ号数の号俸とする。

4
附則第一項の規定により切替日における号俸を決定される職員の旧号俸は、その者の旧号俸に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定による切替日における号俸を受ける職員を除く。」

(法第六条の一前段の規定によつては、その者が旧号俸を受けていた期間に

号俸が切替表に期間の定めのある号俸である職員で、切替日においても旧号俸を受けていた期間(切替日以前一年以内において法第八条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下この項及び同一項において同じ。)がその者の旧号俸に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日となる以後の直近の日(以下この項において「切替日のみなす日」という。)に、その者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における俸給月額は、その者の旧号俸に対応する切替表に定めた俸給月額の欄に掲げる額とする。

(旧号俸を受けていた期間の通算

(最高号俸等を受ける職員及び高等専門学校の教育職員の切替え等)

5 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

6 切替日の前日において教育職俸給表(又は教育職俸給表)の適用を受ける職員のうち、切替日において教育職俸給表四の適用を受けることとなる職員の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、当該職員が切替日において教育職俸給表(又は教育職俸給表)の適用を受けるものとした場合との権衡を考慮して、人事院規則で定める。

7 前二項の場合において、附則第三項に規定する職員に準する職員については、同項の規定に準じ、切替日における暫定の俸給月額、当該暫定の俸給月額を受ける期間及び当該暫定の俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸を定めるものとする。

(旧号俸を受けていた期間の特例)
附則別表第八に掲げられている
号俸と号数を同じくする旧号俸を

受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは、「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

(施行日までの異動者の号俸の決定等)

9 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日ににおける号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の規定による俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の規定により定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額を受ける職員についての当該

10 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間の法第八条の特例)

11 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、法第八条第三項及び第四項中「号俸」とあるのは、

「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百五十四号)及び附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額が改正前の法の規定により受けた場合における号俸及び号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び第四項の規定により定める暫定の俸給月額」

12 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、法第八条第三項及び第四項中「号俸」とあるのは、

「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百五十四号)及び附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定の俸給月額」

13 切替日以前に職務の等級を異にしめた日における号俸は、人事院の定めることによる。

(切替日前に職務の等級を異にした日における号俸等の調整)

10 昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間ににおいて職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日ににおける号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する俸給月額又は附則第

14 切替日において改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項の規定による暫定手当を支給された職員に対しては、昭和三十二年改正法附則第十六項及び附則第七項の規定にかかるわらず、切替日以後、その者が改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項本文の規定による暫定手当の月額とみなす。

15 切替日において改正前の昭和三十二年改正法附則第二十一項の規定による暫定手当の月額(以下「旧暫定手当月額」という。)に達しないこととなる期間がある職員(昭和三十二年改正法附則第二十一項の規定による暫定手当の月額とみなす。)については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

16 切替日において改正前の昭和三十二年改正法附則第二十四項の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がなかつたものとした場合にその者が受ける旧暫定手当月額(以下この項において同じ。)が同日における昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、人事院の定めるところによること。

(切替日における号俸の保障)

17 附則第一項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及び附則第二十一項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

18 附則第一項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及び附則第二十一項の規定による暫定手当の内払とみなす。この場合において、改正前の法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の内払とみなす。

19 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の内払とみなす。

20 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「(以下第十四項及び第十五項において「昭和三十二年改正法」という。)を削る。

附則第十四項及び附則第十五項を削り、附則第十六項から附則第十九項までを二項ずつ繰り上げ

第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めることにより、必要な調整を行なうことができる。

に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)以下「昭和三十二年改正法」といふ。)附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額が改正前の法の規定により受けた場合における号俸又は俸給月額に対応する改正前の昭和三十二年改正法附則第十七項から附則第十九項まで、

附則第二十一項若しくは附則第二十二項若しくは改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百七十六号)附則第十五項の規定による暫定手当の月額(以下「旧暫定手当月額」という。)に達しないこととなる期間がある職員(昭和三十二年改正法附則第二十一項の規定による暫定手当の月額とみなす。)については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

16 項の改正規定の経過措置)

17 附則第一項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及び附則第二十一項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

これに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

(人事院規則への委任)

18 附則第一項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及び附則第二十一項の規定による暫定手当の内払とみなす。

(給与の内払)

19 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の内払とみなす。

20 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「(以下第十四項及び第十五項において「昭和三十二年改正法」という。)を削る。

附則第十四項及び附則第十五項を削り、附則第十六項から附則第十九項までを二項ずつ繰り上げ

昭和三十八年二月二十六日 楽議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

附則別表第一 行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表
イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧区分 号俸	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	3	円 30,000	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,700	2	3	18,600	2	3	18,600
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,800	3	6	19,700	3	6	19,700
4	3			4	9	26,900	4	9	21,000	4	9	21,000	4	9	21,000
5	4			4			5			5			5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	24,300	6	6	24,300
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	25,400	7	9	25,400
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	8	3	27,500	8	3	27,500
9	8			7			8			9	6	28,400	9	6	28,400
10	9			8			9			10	9	29,100	10	9	29,100
11	10			9			10			11	3	14	11	3	14
12	11			10			10			12	6	15	12	6	15
13	12			11			11			13	9	16	13	9	16
14	13			12			12			14			14		
15	14			13			13			15			15		
16	15			14			14			16			16		
17	16			15			15								
18	17			16			15								

ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 旧区分 号俸	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円 25,100	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,200	2	3	20,900	2	3	15,600	2	3	15,500	2	3	15,500
3	3	6	27,300	3	6	21,900	3	6	16,800	3	6	16,700	3	6	16,700
4	4	9		4	9	22,900	4	9	17,700	4	9	17,600	4	9	17,600
5	5			5			5			6			6		
6	6			6			6			7			7		
7	7			7			7			8			8		
8	8			8			8			9			9		
9	9			9			9			10			10		
10	10			10			10			11			11		
11	11			11			11			12			12		
12	12			12			12			13			13		
13	13			13			13			14			14		
14	14			14			14			15			15		
15	15			15			15			16			16		
16	16			16			16			17			17		
17	17			17			17			18			18		
18	18			18			18			19			19		
19	19			19			19			20			20		
20	20			20			20			21			21		
21	21			21			21			22			22		
22	22			22			22			23			23		
23	23			23			23			24			24		
24	24			24			24			25			25		
25	25														
26	26														
27	27														
28	28														
29	29														
30	30														
31	31														
32	32														

附則別表第二 税務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9	円 33,200	1	6	円 25,500	1	6	円 19,800	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	26,900	2	9	21,000	2			2		
3	2			2			2		3	3		18,600	3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,700	4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,800	5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	3	18,200
11	10			9			9			9	3	27,600	11	6	19,100
12	11			10			9			10	6	28,700	12	9	20,000
13	12			11			10			11	9	29,700	12		
14	13			12			11			11			13		
15	14			13			12			12			14		
16	5			14			13			13					
17							14			14					

附則別表第三 公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸 区分	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9	円 33,200	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	3	24,100	2			2			2		
3	2			3	6	25,500	3	3	18,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	6	19,900	4	5		4	5	
5	4			4			5	9	21,100	6	3		5		
6	5			5	3	29,800	5			6	3	18,800	6		
7	6			6	6	31,200	6	3	23,700	7	6	19,900	7		
8	7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	21,000	8		
9	8			7			8	9	26,100	8	3		9	3	18,800
10	9			8			8			9	3	23,400	10	6	19,900
11	10			9			9	3	28,800	10	6	24,500	11	9	21,000
12	11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11		
13	12			11			11	9	31,300	11			12	3	23,400
14	13			12			11			12	3	28,300	13	6	24,500
15	14			13			12			13	6	29,500	14	9	25,600
16	15			14			13			14	9	30,700	14		
17				15			14			14			15	3	28,300
18				16			15			15			16	6	29,400
19				17			16			16			17	9	30,500
20				18			17			17			17		
21							18			18			18		
22							19			19			19		
23							20			20			20		
24							21			21			21		
25							22			22			22		
26										23			23		
27										24			24		
28										25			25		
29										26			26		

昭和三十八年二月二十六日 楽議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

ロ 公安職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間 月	暫定俸給額 円															
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,800	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	26,900	2	9	21,000	2			2			2		
3	2			2			2			3	3	18,600	3			3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,700	4			4		
5	4			4	6	31,200	3	6	24,800	5	9	20,800	5			5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7			7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8			8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9	3	18,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	6	19,400	10		
11	10			9			8			9	3	27,600	11	9	20,400	11		
12	11			10			9			10	6	28,700	11			12		
13	12			11			10			11	9	29,700	12	3	22,500	13	3	18,200
14	13			12			11			11			13	6	23,500	14	6	19,200
15	14			13			12			12			14	9	24,500	15	9	20,000
16	15			14			13			13			14			15		
17							14			14			15	3	26,200	16	3	21,400
18							15			15			16	6	26,900	17	6	22,100
19							16			16			17	9	27,600	18	9	22,800
20										17			17			18		
21										18			18			19	3	24,100
22													19			20	6	24,700
23													20			21	9	25,300
24													21			21		

附則別表第四 海事職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 海事職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9月	33,100円	1	6月	24,700円	1	月	1	2月	月	
2	1	9		2	9	26,200	2		2	3		
3	2	3	37,400	2	3		3		3	4		
4	3	6	39,300	3	6	29,900	4	5	4	5		
5	4	9	41,200	4	6	31,500	5	3	5			
6	4			5	9	33,100	6	6	6	7		
7	5			5	9		7	9	7	8		
8	6			6	3	36,700	7		8	9		
9	7			7	6	38,300	8	3	9	10		
10	8			8	9	39,900	9	6	10			
11	9						10	9	11	12	3	22,600
12	10						10		10	12	6	23,700
13	11						11	3	11	13	9	24,600
14	12						12	6	12	13		
15	13						13	9	13	14	3	26,500
16	14						13			15	6	27,400
17							14		14	16	9	28,300
18							15		15	16		
19							16		16	17	3	29,900
20									18	18	6	30,600
21									19	19		
22									20		9	31,300
23												

ロ 海事職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6月	24,700円	1	月		1	月		1	月	
2	2	9	26,000	2			2			2		
3	2			3			3			3		
4	3	3	28,900	4			4			4		
5	4	6	30,200	5	3	23,500	5			5		
6	5	9	31,500	6	6	24,700	6			6		
7	5			7	9	25,900	7			7		
8	6	3	34,500	7			8			8		
9	7	6	35,800	8	3	28,600	9			9		
10	8	9	37,000	9	6	29,800	10	3	23,200	10		
11	8			10	9	31,000	11	6	24,300	11		
12	9			10			12	9	25,400	12		
13	10			11	3	33,300	12			13		
14	11			12	6	34,300	13	3	27,000	14		
15	12			13	9	35,200	14	6	27,800	15		
16	13						15	9	28,600	16	3	22,200
17	14						15		17	17	6	22,900
18	15						16	3	30,200	18	9	23,500
19	16						17	6	30,900	18		
20	17						18	9	31,600	19	3	24,700
21	18						18			20	6	25,300
22	19						19			21	9	25,900
23	20						20			21		
24	21						21			22	3	27,100
25	22						22			23	6	27,700

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

昭和三十八年二月二十六日 案議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

附則別表第五 教育職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 教育職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6月	29,600円	1	9月	24,300円	1	月	円	1	月	円
2	2	9	31,500	1	1		2			2		
3	2			2	3	27,500	3			3		
4	3	3	35,700	3	6	29,100	4			4		
5	4	6	37,600	4	9	30,700	5	3	21,400	5		
6	5	9	39,500	4	5		6	6	22,700	6		
7	5			5	3	34,300	7	9	24,000	7		
8	6			6	6	35,900	7			8	3	19,400
9	7			7	9	37,500	8	3	26,600	9	6	20,600
10	8			7			9	6	27,900	10	9	21,800
11		9					10	9	29,300	10		
12		10					10			11	3	24,600
13		11					11	3	32,400	12	6	25,900
14		12					12	6	33,800	13		27,200
15		13					13	9	35,000	13		
16		14					13			14	3	29,800
17		15					14			15	6	30,900
18		16					15			16	9	32,000
19		17					16			16		
20		18					17			17		
21		19					18			18		
22		20					19			19		
23		21					20			20		
24							21			21		
25							22			22		
26							23			23		
27							24					

ロ 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	2等級			3等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	月	円	1	月	円
2	2			2		
3	3			3		
4	4			4		
5	5			5		
6	6			6		
7	7			7		
8	7			8		
9	8			9		
10	9			10		
11	10			11		
12	10			12		
13	11			13		
14	12			13		
15	13			14		
16	13			15		
17	14			16		
18	15			17		
19	16			18		
20	17			19		
21	18			19		
22	19			20		
23	20			21		
24	21			22		
25	22			23		
26	23			24		
27	24			25		
28	25			26		
29	26			27		
30	27			28		
31	28			29		
32	29			30		
33	30			31		
34	31			32		
35						

ハ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	月	円 30,600	1	月	円 20,100	1	月	円 19,500
2	2	3	31,900	2	3	21,100	2	3	20,500
3	3	6	33,300	3	6	22,300	3	6	21,500
4	4	9		4			4		
5	5			5			5		
6	6			6			6		
7	7			7			7		
8	8			8			8		
9	9			9			9		
10	10			10			10		
11	11			11			11		
12	12			12			12		
13	13			13			13		
14	14			14			14		
15	14			15			15		
16	15			16			16		
17	16			17			17		
18	17			18			18		
19	18			19			19		
20	19			20			20		
21	20			21			21		
22	21			22			22		
23	22			23			23		
24	23			24			24		
25	24			25			25		
26	25			26			26		
27				27			27		
28				28			28		
29				29			29		
30				30			30		
31				31			31		
32				32			32		
33				33			33		
34				34			34		
35									
36									
37									

附則別表第六 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額									
1	1	月	円 26,300	1	月	円 20,000	1	月	円 19,500	1	月	円 18,900
2	2	3	27,800	2	3		2	3		2	3	
3	3	6	29,300	3	6		3	6		3	6	
4	4	9		4			4			4		
5	5			5			5			5		
6	6			6			6			6		
7	7			7			7			7		
8	7			8			8			8		
9	8			9			9			9		
10							10	9	28,100	10	9	27,100
11							10			11		
12							10			11		
13							11	3	31,100	11	3	24,600
14							11			12		
15							12	6	32,500	12	6	25,800
16							13	9	33,900	13	9	27,100
17							13			14		
18							14			14		
19							14	3	30,000	15	3	18,900
20							15	6	31,300	16	6	19,800
21							16	9	32,600	16	9	20,600
22							17			17		
23							18			18		
24							19			19		
25							20			20		
26							21			21		
27							22			22		
28							23			23		
29							24			24		
							25			25		

昭和三十八年二月二十六日 柴議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

昭和三十八年二月二十六日 来議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

附則別表第七 医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	6月	29,600	1	3月	21,400
2	2	9	31,500	2	6	22,700
3	2	3	35,700	3	9	24,300
4	3	6	37,600	4		
5	4	9	39,500	5		
6	5			6		27,500
7	5			7		29,100
8	6			8		30,700
9	7					
10	8					
11	9			9		34,300
12	10			10		35,900
13	11			11		37,500
14	12			12		
15	13					
16	14			13		
17	15			14		
18	16			15		
19	17			16		
20	18			17		
21	19			18		
22	20			19		
23				20		
24				21		
25				22		

ロ 医療職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	6月	19,600	1	月	円	1	月	円
2	2	9	21,000	2			2		
3	2	3	24,200	3			3		
4	3	6	25,600	4			4		
5	4			5			5		
6	5	9	27,000	6	6	19,600	6	6	18,600
7	5	3	29,900	7	9	20,800	7	9	19,600
8	6	6	31,300	8	3	23,300	8	9	20,600
9	7	6	32,700	9	6	24,500	9	9	
10	8	9					10		
11	8			10	9	25,700	10		22,800
12	9			10			11		
13	10			11	3	28,500	12		23,900
14	11			12	6	29,700	13		25,000
15	12			13	9	30,900	13		
16	13			13			14		27,100
17	14			14			15		28,000
18	15			15			16		28,900
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		
22				19			19		
23				20			20		
24				21			21		

ハ 医療職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	号俸	期間 月	暫定俸給額 円	号俸	期間 月	暫定俸給額 円	給俸	月額 月	暫定俸給額 円	号俸	号給 月	暫定俸給額 円
1	1	9	26,100	1	6	19,600	1			1		
2	1			2	9	20,800	2			2		
3	2	3	29,300	3	3	23,500	3			3		
4	3	6	30,700	4	6	24,800	4			4		
5	4	9	32,100				5			5		
6				5	9	26,100	6	3	18,600	6		
7	4			5			7	6	19,600	7		
8	5			6	3	29,100	8	9	20,600	8		
9	6			7	6	30,400	8			9		
10	7	8		8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,300
11				8			10	6	23,700	11		19,200
12	9			9			11	9	24,700	11	6	19,900
13	10			10			11			12		
14	11			11			12	3	26,500	13	3	21,300
15	12			12			13	6	27,300	14	6	21,900
16				13			14	9	28,000	15	9	
17	14									15		
18	15									16		
19	16											
20	17											
21	18											
22				18								
23	19			19								
	20			20								
	21											

附則別表第八

職務の等級 俸給表	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
行政職俸給表(一)		1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	15—17
行政職俸給表(二)	1—28	7—28	10—28	17—29	24—32			
税務職俸給表	1—9	1—12	1—16	1—16	3—17	6—17	13—15	
公安職俸給表(一)	1—9	1—12	1—16	1—20	6—25	9—27	12—29	
公安職俸給表(二)	1—9	1—12	1—16	1—16	3—19	6—21	12—24	16—24
海事職俸給表(一)	1—16	1—16	3—17	8—19	14—23			
海事職俸給表(二)	3—25	8—24	13—25	19—25				
教育職俸給表(一)		1—22	1—23	2—27	8—27	11—26		
教育職俸給表(二)	1—22	8—35	14—30					
教育職俸給表(三)	1—26	11—37	14—24					
研究職俸給表		1—21	1—26	8—29	11—28	15—17		
医療職俸給表(一)		1—15	1—18	1—22	6—25			
医療職俸給表(二)	1—12	1—15	3—20	8—24	11—22			
医療職俸給表(三)	1—23	3—23	9—20	13—18				

備考 本表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官長 議長	官職 等級 号俸	参事官等		
		1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
128,000	1	71,800	49,400	27,600
	2	75,400	52,100	29,700
	3	79,000	54,800	31,900
	4	82,600	57,600	34,400
	5	86,200	60,400	36,800
	6	89,700	63,200	39,100
	7	93,200	66,100	41,000
	8	96,700	69,000	42,900
	9	100,200	71,900	44,800
	10	102,900	74,700	46,700
	11	105,000	77,000	48,600
	12	106,700	79,300	50,600
	13	108,400	81,200	52,600
	14		82,900	54,600
	15			56,700
	16			58,700
	17			60,700
	18			62,500
	19			64,100
	20			65,600
	21			66,800

右の理由により、人事院の国会及び内閣に対する昭和三十六年十二月十四日付勧告及び昭和三十七年八月十日付手当及び暫定手当の改正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十八年一月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のようにより改正する。

第十八条第二項中「三千百円」を「三千二百五十円」に改める。

第十八条の二第二項後段中「この場合において」の下に「これら規定中「人事院規則」とあるのは「政令」とを加える。

第二十五条第二項中「五千円」を「六千円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のよう改める。

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額							
25,800	23,500	18,600	15,600	14,400	12,100	10,900	10,000	9,200
27,800	24,300	20,400	16,800	15,500	13,200	11,400		
29,800	25,600	22,300	18,600	16,700	14,300	12,000		
31,800	27,500	24,200	20,400	18,400	15,400	12,600		
33,900	29,400	26,100	22,300	20,100	16,500			
36,000	31,400	28,100	24,200	21,600	17,600			
38,100	33,300	30,000	26,100	22,600				
39,500	35,200	31,900	27,700	23,400				
40,800	37,100	33,400	28,800	24,200				
42,100	38,400	34,600	29,800	25,000				
43,200	39,600	35,800	30,700	25,800				
44,200	40,700	36,900	31,500					
45,100	41,600	37,800	32,300					
46,000	42,500	38,700	33,100					
46,900	43,400	39,600	33,900					
47,800	44,300	40,400						
48,700	45,200	41,200						
	46,100	42,000						
	47,600	42,800						

令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したと

昭和三十八年一月二十六日
衆議院会議録第十一号
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空		將 將 將	陸 將 補	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉
	甲	乙		海 將 補	1 等 海 佐	2 等 海 佐	3 等 海 佐	1 等 海 尉
	俸給月額	俸給月額	空 將 補	1 等 空 佐	2 等 空 佐	3 等 空 佐	1 等 空 尉	俸給月額
1	104,300	77,600		62,700	51,300	44,300	40,400	32,300
2	108,100	81,300		65,600	54,100	46,200	42,300	34,400
3	111,900	85,000		68,600	56,900	48,100	44,200	36,600
4	115,800	88,700		71,600	59,800	50,100	46,100	39,100
5	119,700	92,400		74,700	62,700	52,100	48,000	41,000
6		96,100		77,600	65,600	54,200	50,000	42,900
7		99,700		80,500	68,600	56,300	51,900	44,800
8		103,300		83,400	71,600	58,400	53,800	46,700
9		106,000		85,700	74,700	60,500	55,700	48,500
10		108,200		88,000	77,000	62,600	57,600	50,000
11				90,100	79,300	64,700	59,100	51,300
12				91,900	81,400	66,500	60,600	52,400
13					83,200	68,200	61,900	53,400
14						69,700	63,100	54,400
15						71,100	64,300	55,400
16						72,500	65,500	56,400
17								
18								
19								

備考 陸將、海將又は空將で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、總理府
ときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2
（俸給の切替え）
昭和二十七年

替日」という。)における職員の俸
給月額は、次項、附則第四項及び
附則第六項に定めるものを除き、
この法律による改正前の防衛庁職
員給与法(以下「旧法」という。)の
適用により切替日の前日において
その者が國していいた職務の等級
(統合幕僚會議の議長たる自衛官
以外の自衛官)にあつては、階級を
いう。(以下同じ。)における俸給の
幅のうちのその者が受けっていた俸
給月額に対応する当該職務の等級
における号俸(以下「旧号俸」とい
う。)と同一の改正後の俸給表(こ
の法律による改正後の防衛庁職員
給与法(以下「新法」という。)別表
第一若しくは別表第二又は一般職
の職員の給与に関する法律等の一
部を改正する法律(昭和三十八年
法律第 号。以下「一般職改正
法」という。)による改正後の一般
職の職員の給与に関する法律(昭
和二十五年法律第九十五号。以下
「改正後の一般職給与法」という。)
別表第一から別表第七までを、
以下同じ。)に定めるその者の屬す
る職務の等級における号俸によ
る額とする。

4

4 旧号俸が切替表に掲げられて、
る職員のうち、その者の旧号俸に
その者に係る切替表に該当旧号俸
に対応する期間の定めのある号俸
である者で、その者の切替日に占
いて旧号俸を受けていた期間（即
替日前一年以内において旧法第五
条第四項の規定により準用する）
般職改正法による改正前の「一般職
の職員の給与に関する法律」（以下
「改正前の一般職給与法」という。）
第八条第六項ただし書の規定の適
用を受けた職員その他總理府令で
定める職員にあっては、總理府令
で定める期間を増減した期間。以
下この項及び次項において同じ。)
がその者に係る切替表に定めるそ
の者の旧号俸に対応する期間に達
しないものは、昭和三十八年一月
一日、同年四月一日又は同年七月
一日のうち、切替日から起算して
当該期間とその者の切替日において
の者の旧号俸に對応する期間との差
に相当する期間を経過したこととな
なる日以後の直近の日。（以下この
項において「切替日」とみなす日」と
いふ。) その者に係る切替表に定
めるその者の旧号俸に對応する
号俸と同一の改正後の俸給表に定
めるその者の属する職務の等級に
おける号俸による俸給月額を受ける
ものとする。この場合において、
その者の切替日から切替日と
みなす日の前日までの間ににおける
俸給月額は、その者に係る切替表
に定める号俸による俸給月額を受ける
るものとする。この場合において、
(旧号俸を受けていた期間の通算)
附則第二項及び附則第三項の規
定により切替日における俸給月額
を決定される職員（新法第五条第
三項の規定により適用する改正後
の一般職給与法第六条の二前段の
規定により俸給月額を受ける事務

官

官等並びに新法別表第二備考の規定により同表に定める陸将、海軍大將及び空將の甲の欄に掲げる俸給額を受ける自衛官を除く)の切替日以降における最初の新法第五条第一項の規定により準用する改正後の一 般職給手法第八条第六項本文の規定による昇給については、その者の旧号俸を受けた期間(その者の旧号俸がその者に係る切替表に当該旧号俸に対応する期間を固の定めのある号俸であるときは、その者の旧号俸を受けていた期間からその者に係る切替表に定めるその者の旧号俸に対する期間を減じた期間)を切替日における俸給額を受ける期間に通算する。(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

表

表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受けける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が切替表に定めた暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける職員である場合はにおける当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額については、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間ににおいて職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準する職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第四項後段に規定する俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受ける日における俸給月額については、その者が切替日の間において職務の等級を異にする異動等をして職務のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替日から昭和三十八年六月三十日までの間の新法第五条の特例)

切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、新法第五条第一項各号列記以外の部分中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額(防衛厅職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第

の切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を乞む。」と読み替えるものとする。

附則第四項、附則第八項若しくは附則第九項又は前項の規定により読み替えられた新法第五条第一項の規定により、附則第四項後段に規定する俸給月額を受ける職員又は切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を乞ける職員の切替日から昭和三十九年六月三十日までの間ににおける華田法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第七項の規定の適用については、政令で定める。

(勤勉手当の額の特例)

12 昭和三十七年十一月十五日に支給される勤勉手当の額について、は、一般職改正法附則第十六項の規定を準用する。

(改正前の俸給月額の基礎)

13 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けっていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内訳)

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行によるものとみなす。この場合に於いて、勤勉手当及び期末手当に於いては、一般職改正法附則第十九項後段の規定を準用する。

(大蔵大臣との協議)

15 旧法の規定に基づいて切替日から施行の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内訳とみなす。この場合において、勤勉手当及び期末手当の規定に於いては、一般職改正法附則第九項の規定に基づき總理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

(附則第四項、附則第八項及び附則第九項の規定に基づき總理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

昭和三十八年一月二十六日 衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

附則別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	3等級			暫定俸給月額
	号俸	期間	周月	
1	1	3	月	27,000
2	2	6		28,600
3	3	9		30,200
4	3			
5	4		3	33,600
6	5		6	35,400
7	6		9	37,200
8	6			
9	7			
10	8			
11	9			
12	10			
13	11			
14	12			
15	13			
16	14			
17	15			
18	16			
19	17			
20	18			
21	19			
22	20			

附則別表第二 行政職俸給(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給額												
1	1	月	30,000	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,700	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,000	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,600	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,700	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,800	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,200
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,100
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,700
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

附則別表第三 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額												
1	1	月	円 25,100	1	月	円 20,900	1	月	円 20,500	1	月	円 19,800	1	月	円 19,600
2	2	3	26,200	2	3	21,900	2	3	21,300	2	3	20,300	2	3	20,100
3	3	6	27,300	3	6	22,900	3	6	22,100	3	6	21,300	3	6	20,600
4	4	9	29,800	4	9	24,900	4	9	23,600	4	9	22,300	4	9	21,800
5	5	3	30,900	5	6	26,700	5	9	24,300	5	6	23,000	5	6	22,100
6	6	6	32,000	6	9	28,800	6	9	24,900	6	9	22,600	6	9	21,600
7	7	9	34,300	7	9	30,500	7	9	26,100	7	9	23,800	7	9	23,500
8	8	3	35,300	8	9	32,000	8	9	28,200	8	9	25,600	8	9	23,900
9	9	6	36,200	9	9	33,200	9	9	29,200	9	9	26,400	9	9	24,300
10	10	9		10	3		11	6		12	9		13	3	
11	11			11	6		12	9		13	3		14	3	
12	12			12			13	3		14	6		15	6	
13	13			13	3		14	6		15	9		16	9	
14	14			14	6		15	9		16	3		17	3	
15	15			15	9		16	3		17	3		18	3	
16	16			16			17	6		18	6		19	6	
17	17			17			18	9		19	9		20	9	
18	18			18			19			20	3		21	3	
19	19			19			20			21	6		22	6	
20	20			20			21			22	3		23	3	
21	21			21			22			23	6		24	6	
22	22			22			23			24	9		25	9	
23	23			23			24			25	9		26	9	
24	24			24			25			26	9		27	9	
25	25			25			26			27	9		28	9	
26															
27															

附則別表第四 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円 29,600	1	9	24,300	1	月	円 21,400	1	月	円 19,300
2	2	9	31,500	2	3	27,500	2	3	24,000	2	3	21,400
3	2	3	35,700	3	6	29,100	3	6	22,700	3	6	19,400
4	3	6	37,600	4	9	30,700	4	9	24,000	4	9	20,600
5	4			4			5			5		
6	5	9	39,500	5	3	34,300	6	6	26,600	6	6	21,800
7	5			6			7			7		
8	6			6			7			8		
9	7			7			8			9		
10	8			8			9			10		
11	9			10			11			12		
12	10			11			12			13		
13	11			12			13			14		
14	12			13			14			15		
15	13			14			15			16		
16	14			15			16			17		
17	15			16			17			18		
18	16			17			18			19		
19	17			18			19			20		
20	18			19			20			21		
21	19			20			21			22		
22	20			21			22			23		
23	21			22			23			24		
24	22			23			24			25		
25	23			24			25			26		
26	24			25			26			27		
27	25			26			27			28		

昭和三十八年二月二十六日、衆議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

附則別表第五 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			
	号俸	期間	暫定俸給額										
1	1	月	円 26,300	2	月	円 27,800	3	月	円 29,300	4	月	円 32,500	
2	2	3		3	3		4	4		5	5		
3	3	6		4	6		5	7		6	7		
4	4	9		5	9		6	9		7	9		
5	4			5			6			7			
6	5			6			7			8			
7	6			7			8			9			
8	7			8			9			10			
9	7			9			10			11			
10	8			10			11			12			
11	9			10			11			13			
12	10			10			12			14			
13	11			11			13			14			
14	12			12			13			15			
15	13			13			14			16			
16	14			13			15			17			
17	15			14			16			18			
18	16			15			17			19			
19	17			16			18			20			
20	18			17			19			21			
21	19			18			20			22			
22	20			19			21			23			
23	21			20			22			24			
24	22			21			23			25			
25	23			22			23			24			
26		24			23			24			25		
27					24			25			26		
28					25			26					
29					26								

附則別表第六 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円 29,600	1	月	円 21,400
2	2	9	31,500	2	3	22,700
3	2			4		24,300
4	3			5		
5	4			6		
6	5			7		
7	5			8		
8	6			9		
9	7			10		
10	8			11		
11				12		
12				13		
13				14		
14				15		
15				16		
16				17		
17				18		
18				19		
19				20		
20				21		
21				22		
22						
23						
24						
25						

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

一一〇〇

附則別表第七 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6月	円 19,600	1	月	円	1	月	円
2	2	9	21,000	2			2		
3	2			3			3		
4	3			4			4		
5	4			5			5		
6	5	9	27,000	6	6月	円 19,600	6	月	円
7	5			7			7		
8	6			7			8		
9	7			8			9		
10	8	9	32,700	9	3月	23,300	10	9	18,600
11	8			10			10		19,600
12	9			10			11		20,600
13	10			11	3月	28,500	12		18,600
14	11			12			13		22,800
15	12			13			13		23,900
16	13			13			14		25,000
17	14			14			15		
18	15			15			16		
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		27,100
22				19			19		28,000
23				20					28,900
24				21					

附則別表第八 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9月	円 26,100	1	6月	円 19,600	1	月	円	1	月	円
2	1			2			2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3			4			4		
5	4	9	32,100	4			5			5		
6	4			5	9	26,100	6	6月	円 18,600	6	月	円
7	5			5			7			7		
8	6			6	3月	29,100	8		19,600	8		
9	7			7			8			9		
10	8			8			9			10	3月	20,600
11	9			8			11			11		
12	10			9			11			12		
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3月	22,700	13	3月	18,300
15	13			12			13			14		
16	14			13			10			11	6月	19,200
17	15			14			11			12		
18	16			15			11			12		
19	17			16			12	3月	23,700	13	3月	19,900
20	18			17			13			14		
21	19			18			10			11	6月	21,300
22	20			19			11			12		
23	21			20			11			13		

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

附則別表第九 自衛官俸給表の適用を受ける職員の切替表

階級 区分 旧号俸	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹
号俸 期間 暫定俸 給月額							
1	1 月 9 日 38,300 円	1 月 1 日 33,900 円	1 月 1 日 27,200 円	1 月 1 日 24,400 円	1 月 1 日 18,200 円	1 月 1 日 12,600 円	1 月 1 日 10,200 円
2	1 月 10 日 38,300 円	1 月 2 日 33,900 円	1 月 2 日 27,200 円	1 月 2 日 23,600 円	1 月 2 日 19,500 円	1 月 2 日 12,600 円	1 月 2 日 10,200 円
3	1 月 11 日 38,300 円	1 月 3 日 33,900 円	1 月 3 日 27,200 円	1 月 3 日 24,400 円	1 月 3 日 20,700 円	1 月 3 日 18,100 円	1 月 3 日 12,600 円
4	1 月 12 日 38,300 円	1 月 4 日 37,100 円	1 月 4 日 30,100 円	1 月 4 日 27,000 円	1 月 4 日 23,700 円	1 月 4 日 19,400 円	1 月 4 日 18,000 円
5	1 月 13 日 38,300 円	1 月 5 日 37,100 円	1 月 5 日 30,100 円	1 月 5 日 27,000 円	1 月 5 日 20,700 円	1 月 5 日 20,700 円	1 月 5 日 19,300 円
6	1 月 14 日 38,300 円	1 月 6 日 38,400 円	1 月 6 日 34,900 円	1 月 6 日 28,400 円	1 月 6 日 25,100 円	1 月 6 日 23,700 冶	1 月 6 日 20,400 冮
7	1 月 15 日 38,300 冮	1 月 7 日 38,400 冮	1 月 7 日 34,900 冮	1 月 7 日 29,800 冮	1 月 7 日 26,500 冮	1 月 7 日 25,100 冮	1 月 7 日 20,400 冮
8	1 月 16 日 38,300 冮	1 月 8 日 38,400 冮	1 月 8 日 34,900 冮	1 月 8 日 32,800 冮	1 月 8 日 29,500 冮	1 月 8 日 26,300 冮	1 月 8 日 20,400 冮
9	1 月 17 日 38,300 冮	1 月 9 日 38,400 冮	1 月 9 日 34,900 冮	1 月 9 日 34,200 冮	1 月 9 日 30,800 冮	1 月 9 日 26,300 冮	1 月 9 日 20,400 冮
10	1 月 18 日 38,300 冮	1 月 10 日 38,400 冮	1 月 10 日 34,900 冮	1 月 10 日 35,600 冮	1 月 10 日 32,100 冮	1 月 10 日 26,300 冮	1 月 10 日 20,400 冮
11	1 月 19 日 38,300 冮	1 月 11 日 38,400 冮	1 月 11 日 34,900 冮	1 月 11 日 35,600 冮	1 月 11 日 32,100 冮	1 月 11 日 26,300 冮	1 月 11 日 20,400 冮
12	1 月 20 日 38,300 冮	1 月 12 日 38,400 冮	1 月 12 日 34,900 冮	1 月 12 日 35,600 冮	1 月 12 日 32,100 冮	1 月 12 日 26,300 冮	1 月 12 日 20,400 冮
13	1 月 21 日 38,300 冮	1 月 13 日 38,400 冮	1 月 13 日 34,900 冮	1 月 13 日 35,600 冮	1 月 13 日 32,100 冮	1 月 13 日 26,300 冮	1 月 13 日 20,400 冮
14	1 月 22 日 38,300 冮	1 月 14 日 38,400 冮	1 月 14 日 34,900 冮	1 月 14 日 35,600 冮	1 月 14 日 32,100 冮	1 月 14 日 26,300 冮	1 月 14 日 20,400 冮
15	1 月 23 日 38,300 冮	1 月 15 日 38,400 冮	1 月 15 日 34,900 冮	1 月 15 日 35,600 冮	1 月 15 日 32,100 冮	1 月 15 日 26,300 冮	1 月 15 日 20,400 冮
16	1 月 24 日 38,300 冮	1 月 16 日 38,400 冮	1 月 16 日 34,900 冮	1 月 16 日 35,600 冮	1 月 16 日 32,100 冮	1 月 16 日 26,300 冮	1 月 16 日 20,400 冮
17	1 月 25 日 38,300 冮	1 月 17 日 38,400 冮	1 月 17 日 34,900 冮	1 月 17 日 35,600 冮	1 月 17 日 32,100 冮	1 月 17 日 26,300 冮	1 月 17 日 20,400 冮
18	1 月 26 日 38,300 冮	1 月 18 日 38,400 冮	1 月 18 日 34,900 冮	1 月 18 日 35,600 冮	1 月 18 日 32,100 冮	1 月 18 日 26,300 冮	1 月 18 日 20,400 冮

附則別表第十

イ 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員についての表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級
事務次官 議長及び参事官等俸給表	1-12	1-13	1-22

ロ 一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員についての表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)		1-12	1-13	1-18	1-18	5-18	8-17	15-17
行政職俸給表(二)	1-23	7-23	10-28	17-29	24-32			
教育職俸給表(一)		1-22	1-23	2-27	8-27	11-26		
研究職俸給表		1-21	1-26	8-29	11-28	15-17		
医療職俸給表(一)		1-15	1-18	1-22	6-25			
医療職俸給表(二)	1-12	1-15	3-20	8-24	11-22			
医療職俸給表(三)	1-23	3-23	9-20	13-18				

ハ 自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

階級 俸給表	陸将補 海将補 空将補	陸海空將 海空將	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹
自衛官俸給表	1-9	1-11	1-12	1-14	1-14	1-14	1-15	1-15	4-18	4-18	6-14

備考 本表中「1-12」等とあるのは「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

昭和三十八年二月二十六日

衆議院会議録第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

一一〇四

(二) 附則の一部修正

等級の項中「9,500」「10,000」「10,500」「11,100」「11,700」「12,300」「12,800」「13,300」「14,200」「15,200」「16,200」「17,200」「18,400」「19,600」「20,700」「21,700」「22,600」「23,500」「24,300」「25,100」「25,900」「26,500」を「10,000」「10,400」「10,900」「11,400」「11,900」「12,400」「12,900」「13,400」「14,300」「15,300」「16,300」「17,300」「18,300」「19,200」「19,800」「21,000」「18,800」「19,900」「21,100」に改める。

別表第四のイ海事職俸給表(一)の表五等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」を「12,400」「13,500」「14,400」に改める。

別表第五のイ教育職俸給表(一)の表六等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」を「12,400」「13,500」「14,400」に改める。

別表第五のハ教育職俸給表(二)の表二等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」を「12,400」「13,500」「14,400」に改める。

別表第五のハ教育職俸給表(三)の表二等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」を「12,400」「13,500」「14,400」に改める。

別表第五のニ教育職俸給表(四)の表五等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」を「12,400」「13,500」「14,400」に改める。

別表第六の表五等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」を「12,400」「13,500」「14,400」に改める。

別表第六の表五等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」を「12,400」「13,500」「14,400」に改める。

別表第七のロ医療職俸給表(一)の表四等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表六等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表五等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第七のロ医療職俸給表(二)の表四等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表六等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表五等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第七のロ医療職俸給表(三)の表四等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表六等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表五等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第七のロ医療職俸給表(四)の表四等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表六等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表五等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第八のハ医療職俸給表(一)の表二等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表三等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第八のハ医療職俸給表(二)の表二等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表三等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第八のハ医療職俸給表(三)の表二等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表三等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第八のハ医療職俸給表(四)の表二等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表三等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第八のハ医療職俸給表(五)の表二等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表三等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

別表第八のハ医療職俸給表(六)の表二等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に、同表三等級の項中「19,700」「20,800」「21,800」「22,700」「23,600」「24,400」「25,200」「26,600」「26,」を「14,300」に改める。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第八項を次のように改める。
(旧号俸を受けた期間の特例)

附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号俸が教育職俸給表(一)の二等級の三項及び附則第八項を次のように改める。
十二号俸から三十五号俸までの号俸である職員(以下この項において「教育職員」という。)以

別表

区	分	報酬月額	五号	六〇、五〇〇円
最高裁判所長官		二六〇、〇〇〇円		五三、八〇〇円
最高裁判所判事		一九〇、〇〇〇円		四八、七〇〇円
東京高等裁判所長官		一六〇、〇〇〇円		四四、三〇〇円
その他高等裁判所長官		一五〇、〇〇〇円		四一、一〇〇円
判事				
一 号		一一二、九〇〇円		
二 号		一〇九、九〇〇円		
三 号		一〇六、五〇〇円		
四 号		一〇〇、一〇〇円		
五 号		九三、八〇〇円		
六 号		八七、四〇〇円		
七 号		八〇、一〇〇円		
五 号		六〇、五〇〇円		
一 号				
二 号				
三 号		四八、七〇〇円		
四 号		四四、三〇〇円		
五 号		三五、〇〇〇円		
六 号		二九、一〇〇円		
七 号		二七、七〇〇円		
八 号		二四、六〇〇円		
九 号				
十 号				
一 号				
二 号				
三 号				
四 号				

五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号
簡易裁判所判事									
八号									
七号									
六号									
五号									
四号									
三号									
二号									
一号									

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2 裁判官が昭和三十七年十月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十八年一月二十二日

内閣総理大臣 油田 勇人

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「七万三千七百円又は六万四千三百円」を「七万六千九百円又は六万七千三百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区	分	俸給月額
検事総長		一九〇、〇〇〇円
次長検事		一四〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		一五〇、〇〇〇円
その他検事長		一四〇、〇〇〇円
一 号		一一二、九〇〇円
二 号		一〇九、九〇〇円
三 号		一〇六、五〇〇円
四 号		一〇〇、二〇〇円
五 号		九三、八〇〇円
六 号		八七、四〇〇円
七 号		八〇、一〇〇円
八 号		七六、九〇〇円
九 号		六七、三〇〇円
十 号		六〇、五〇〇円
十一号		五三、八〇〇円
十二号		四八、七〇〇円
十三号		四四、三〇〇円
十四号		四一、一〇〇円
十五号		三八、四〇〇円

検

事

副 檢		事	十 六 号
五 号	号		三五、〇〇〇円
四 号	号		四一、一〇〇円
三 号	号		四四、三〇〇円
二 号	号		五三、八〇〇円
一 号	号		六〇、五〇〇円
九 号	号		六七、七〇〇円
八 号	号		二九、一〇〇円
七 号	号		三八、四〇〇円
六 号	号		四四、六〇〇円
五 号	号		二七、七〇〇円
四 号	号		三八、四〇〇円
三 号	号		四一、一〇〇円
二 号	号		四四、三〇〇円
一 号	号		五三、八〇〇円
十 二 号			一一一、四〇〇円
十 一 号			一一一、七〇〇円
十 号			一一一、七〇〇円
九 号			一一一、七〇〇円
八 号			一一一、七〇〇円
七 号			一一一、七〇〇円
六 号			一一一、七〇〇円
五 号			一一一、七〇〇円
四 号			一一一、七〇〇円
三 号			一一一、七〇〇円
二 号			一一一、七〇〇円
一 号			一一一、七〇〇円

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。
 2 檢察官が昭和三十七年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内訳とみなす。

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長高橋英吉君。

した兩法案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上します。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

御承知のように、今国会において、

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

政府は、昨年八月十日の人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与の改定を行なおうとしておりますが、裁判官及び検察官の給与につきましても、その例に準じてこれを改定し

ようとするものであります。
 すなわち、裁判官及び検察官の報酬または俸給の各月額を増加しようとするものであって、その増加額は、裁判官については二千四百円ないし五千円、検察

官については千九百円ないし五千円でありまして、その増加比率は、裁判官の報酬及び検察官の俸給に対応することの一般政府職員についての各俸給額の増加比率と同様となつております。

の規定(前項の規定を含む。以下同じ。)による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。この場合において、旧給料法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち新給料法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、新給料法の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

理由
特別職の職員の給与改定に伴い、
国会議員の期末手当について改正を行ない、また、国会議員の秘書の給料額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 提出者の趣旨
弁明を許します。議院運営委員長佐々
木秀世君。

〔佐々木秀世君登壇〕

○佐々木秀世君 ただいま議題となり
本案施行に要する経費は、約七千
百七十一万円である。

ました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

の秘書の給料等に関する法律に所要の改正を行なうものでありまして、第一に、国会議員の期末手当について、その支給日に在職しない者でも、その日前一月以内に退職または死亡した者は、期末手当を支給することとし、第二に、国会議員の秘書の給与について、その給料月額三万二千七百円を三万五千九百円に増額するとともに、期末手当及び勤勉手当について、政府職員の給与法改正と同様の改正を行なうものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用することといたしております。

本法律案は、議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ御賛同下さるようお願い申し上げ

出席國務大臣	内閣總理
法務大臣	
外務大臣	
大藏大臣	
運輸大臣	
國務大臣	
出席政府委員	
内閣法制局長官	
總理府秘書官	
外務省アジ	
○明號を省略し (法律公布奏)	
一、去る二十二日	

大臣	池田	勇人君
大臣	中垣	國男君
大臣	大平	正芳君
大臣	田中	角榮君
大臣	綾部健太郎君	
大臣	大橋	武夫君
大臣	志賀健次郎君	
局長官	林	修三君
務長官	徳安	實藏君
ア局長	後宮	虎郎君

(常任委員辞任)	
内閣委員	一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
田口 誠治君	西村 関二君
受田 新吉君	木原津與志君
山花 秀雄君	西尾 末廣君
地方行政委員	
山口 鶴男君	小松 幹君
法務委員	
赤松 勇君	久保田鶴松君
石田 宥全君	横路 節雄君
外務委員	
愛知 摂一君	周東 英雄君
西尾 末廣君	大高 康有君
北澤 直吉君	受田 新吉君
大蔵委員	
芳賀 貢君	渡辺 慶蔵君

渡辺 惣藏君	田中幾三郎君	足鹿 覧君
兒玉 末男君	坪野 米男君	
中村 重光君	太田 一夫君	
勝澤 芳雄君	河野 正君	
田原 春次君	藤井 勝志君	
吉川 文吉君	赤松 勇君	
有馬 韶武君	岡田 利春君	
久保 三郎君	栗原 俊夫君	
島本 虎三君	田口 誠治君	
西村 閔一君	松井 誠君	
山口 鶴男君	稻富 稔人君	
本島百合子君		
決算委員		
森本 靖君	淡谷 悅藏君	

(通知書受領)

一、去る二十二日、參議院議長から、
次の法律の公布を奏上した旨の通知
書を受領した。

(警察法の一部を改正する法律)

一、去る二十二日、内閣から、土地調
整委員会委員長に黒河内透君を、同
委員に谷口寛君を任命したいので、
土地調整委員会設置法第七条第一項
の規定により本院の同意を得たい旨
の要求書を受領した。

社会労働委員	島本 虎三君	通信委員	堂森 芳夫君
中山 榮一君	安宅 常彦君	受田 新吉君	周東 英雄君
高田 富之君	西村 榮一君	伊藤 幹君	松浦周太郎君
建設委員	田中幾三郎君	予算委員	石田 宿全君
西村 榮一君	稻葉 修君	伊藤 幹君	木原津與志君
高田 富之君	淡谷 慶藏君	松浦周太郎君	高田
山花 秀雄君	川村 繼義君	石田 宿全君	横路 節雄君
	小松 幹君		堂森 芳夫君

久保田 鶴松君	田口 誠治君
横路 節雄君	渡辺 惣藏君
大蔵委員	
廣瀬 秀吉君	高田 富之君
社会労働委員	
島本 虎三君	堂森 芳夫君
商工委員	
予算委員	
海部 俊樹君	江崎 真澄君
江崎 真澄君	江崎 真澄君
川村 勝義君	高田 富之君
堂森 芳夫君	横路 節雄君
渡辺 獅蔵君	佐々木良作君
有馬 輝武君	村山 喜一君
久保田 豊君	俊樹君
海部 俊樹君	

昭和三十八年一月二十六日衆議院会議録第一号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

朗読を省略した議長の報告

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十八年二月二十六日 衆議院会議録第十号 朗讀を省略した議長の報告

(議案通知書受領)

一、去る二十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

警察法の一部を改正する法律案

(修正申入書受領)

一、去る二十三日、内閣から戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案中修正申入書を受領した。

(緊急質問提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は次の通りである。

韓国の政情と日韓交渉に関する緊急質問(岡田春夫君提出)

西二十九年二月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円

(ただし良質紙は二十円)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局

電話 東京一九七一

官報課

一一一